

平成28年3月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月2日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高 梨 弘 人 君	3番 久 我 恵 子 君
4番 照 川 由美子 君	5番 磯 野 典 正 君	6番 鈴 木 克 己 君
7番 戸 坂 健 一 君	8番 佐 藤 啓 史 君	9番 黒 川 民 雄 君
10番 末 吉 定 夫 君	11番 松 崎 栄 二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩 瀬 洋 男 君	14番 土 屋 元 君	15番 岩 瀬 義 信 君
16番 寺 尾 重 雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿 田 寿 男 君	副 市 長 関 重 夫 君
教 育 長 藤 平 益 貴 君	総 務 課 長 藤 平 喜 之 君
企 画 課 長 関 富 夫 君	財 政 課 長 齋 藤 恒 夫 君
税 務 課 長 土 屋 英 二 君	市 民 課 長 渡 辺 茂 雄 君
介 護 健 康 課 長 大 鐘 裕 之 君	福 祉 課 長 花 崎 善 一 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君
農 林 水 産 課 長 関 善 之 君	観 光 商 工 課 長 酒 井 清 彦 君
会 計 課 長 岩 瀬 義 博 君	教 育 課 長 軽 込 貫 一 君
社 会 教 育 課 長 吉 清 佳 明 君	水 道 課 長 岩 瀬 健 一 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 目 羅 洋 美 君	議 事 係 長 植 村 仁 君
-------------------	-----------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 一般質問

開 議

平成28年3月2日（水） 午前10時開議

○議長（寺尾重雄君） ただいま出席議員は16人で、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、岩瀬洋男議員の登壇を許します。岩瀬洋男議員。

〔13番 岩瀬洋男君登壇〕

○13番（岩瀬洋男君） おはようございます。新創かつうらの岩瀬洋男でございます。通告に従いまして、空き家対策と水道事業の2点について質問をさせていただきます。

まず、空き家対策についてですが、増加する空き家問題は深刻な社会問題となっています。昨年5月26日に空き家対策特別措置法が全面施行されました。この法律では、対策の担い手は市町村に位置づけ、空き家の実態を把握するとともに、第6条では、国の基本方針に即して、取り組みの対象区域や、期間、目標、基本的な方針などを定める空き家対策計画の策定、第7条では協議会の設置を求めています。すなわち、対策の計画実行に市が責任を持つことが法律上、明確にされました。

そして、この法律の中に特定空き家という分類が導入されました。特定空き家は管理が悪く、防犯、防災、衛生、景観などの各面で問題のある空き家のことで、この特定空き家に対して、市区町村が立入調査や除却、修繕、立ち木の伐採などの措置の助言または指導、勧告、命令、そして行政代執行を行えることを明記し、対策の根幹に据えたことが核心であります。市町村は強い権限を与えられました。当市も空き家の増加が懸念されるところであります。

そこで質問に移りますが、1つ、空き家対策特別措置法の目的。2つ、空き家の定義。3つ、市内の総住宅数と空き家の数。4つ、空き家対策特別措置法に基づく市の取り組みについて伺います。

次に、水道事業について質問を行います。

平成20年度と平成21年度の継続事業で水道事業基本計画、いわゆる水道ビジョンが作成されました。平成23年度から平成32年度までの10年間の計画であります。今から4年前、平成24年3月議会において、この基本計画上、平成28年度から予定されている料金の値上げ、佐野浄水場等の老朽施設改修、夷隅川の水質悪化、広域水道企業団との関係等について質問をさせていただきました。

この4年間、市野川、中倉、小松野、大楠といった未普及地域の解消のための工事、佐野浄水場の設備更新工事、石綿セメント管等老朽管布設替工事、上植野浄水場の受水施設建設工事

といった各計画も順調に推移し、料金値上げについても、水道課を初め皆さんの努力により今のところ回避されており、最近は余り話題に上がりません。昨年の9月議会において、今後、総務省から策定義務が予想される公営企業の経営戦略の策定時か、または県内水道の統合・広域化が実現した際には、持続可能な財政基盤の確保のため、料金改定を含めた料金体系のあり方について検討していきたい旨の答弁がありました。

水道事業基本計画も平成27年度末で5年が経過し、半ばを迎えました。これから迎える平成28年度は勝浦市総合計画では第2次実施計画の最終年であり、第3次実施計画に向けての準備の年であります。そして、この水道施設は、本年から実施する公共施設管理計画に直結する問題であります。また、公営企業会計の健全化に向けて会計制度の改正が行われ、引当金の計上が義務づけられたことなどにより、資金の内部留保も徐々に進み、純利益額を4年前と単純に比較できなくなっています。さまざまな要素が重なり合っております。

それらを前提に質問に移りますが、まず、水道事業基本計画で、水道料金値上げの大きな要因となっている佐野浄水場の新たなろ過方式導入の検討は進められているのか。2つ目に、佐野浄水場の耐震対応は進んでいるのか。3つ目に、夷隅川の水質悪化は進んでいるのか。4つ目に、29年度以降、未普及地域への対応はどう進めるのか。5つ目に、今後の利益の見通しはどうか。6つ目に、佐野浄水場の設備投資により料金を値上げせざるを得ない要素は考えられないのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。ただいまの岩瀬議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、最初に空き家対策でございますけれども、空き家対策については本市でも従来からの課題でもありますので、今ご質問にありましたように、昨年の5月の特別措置法、こういうものができましたので、これから十分研究しながら、これを活用していかなければならないというふうに思っております。

では、お答え申し上げます。

第1点目の空き家等対策の推進に関する特別措置法の目的であります。地域住民の生命、身体、財産を守り、生活環境を保全すること、空き家を積極的に活用することを直接の目的として国が基本指針を定め、これに基づき市町村が対策計画を作成し、空き家に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくということを目的にしております。

2点目の空き家の定義でございますけれども、法律では、第2条第1項において、「空き家等」として、建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地と定義をされております。また、「特定空き家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き家等と定義されております。

3点目の市内の総住宅数と空き家の数でございますが、平成25年住宅・土地統計調査によりますと、本市の住宅の総数は1万3,730戸、うち空き家は5,050戸であります。空き家のうち2

次的住宅、いわゆる別荘が2,390戸、賃貸・売却用の住宅が1,430戸、その他の住宅は1,230戸あります。なお、この調査の空き家の定義は、3カ月以上住んでいない住宅であります。

4点目ですが、法に基づく市の取り組みについてであります。本市において「勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例」により指導している空き家の中に、特定空き家等に該当すると思われる物件が存在します。このため、現在、県及び市町村によって構成する空き家等対策検討部会により、法に基づく基本指針であるとか措置の実施内容を検討している段階でありまして、その報告を受けて、条例の制定、対策計画、対策協議会の設置を進めていく考えであります。

次に、水道事業について申し上げます。

1点目の水道事業基本計画での佐野浄水場改築事業に係るろ過方式の検討状況についてであります。現在、佐野浄水場のろ過方式は、夷隅川の表流水を取水し、凝集用薬品であるポリ塩化アルミニウムにより水中の濁りや汚れを凝集し、沈殿池内に沈殿させ、沈殿しなかった細かい濁りの固まりを砂ろ過で除去する方式を行っております。水道事業基本計画で予定しております佐野浄水場の改築事業では、膜ろ過方式を計画したものであります。膜ろ過方式は、砂ろ過方式に比べ、小さな粒子まで除去できるもので、敷地も省スペース化を図ることができる施設となります。しかし、膜ろ過方式の中にも幾つか方式があり、今後の水需要の動向や夷隅川の水質環境の推移などを考慮し、どの方式が本市に最も適した方式なのか、膜ろ過方式の種類や他の方式も含めて比較検討してまいりたいと考えております。

2点目の佐野浄水場の耐震対応についてであります。現在の施設は、昭和44年10月に竣工した施設でありまして、築46年が経過をしております。この間、施設の修繕、設備の更新等を行ってまいりましたが、耐震改修は実施していないのが現状であります。なお、佐野浄水場は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定められています耐震改修が必要な特定建築物には該当せず、また構築物の浄水設備の法定耐用年数は、地方公営企業法施行規則で60年と規定されており、今後も必要なメンテナンスや施設・設備の更新等を実施していけば、もうしばらくは現在の施設で運転管理ができるものと考えております。

3点目の夷隅川の水質状況についてであります。生活環境課において、毎年2回、名木、小羽戸、松野の3カ所で水質検査を実施しております。その検査結果を見ますと、環境基本法の「生活環境の保全に関する環境基準」には問題のない数値となっております。しかしながら、水道水の水質基準は、水道法の規定による検査項目は51項目と環境基準よりも多く、厳格なものとなっておりますので、生活雑排水や流域での産業活動等により水質に異常があるような場合には、関係各課との連絡調整をし、また県の機関への協力要請により、原因究明と改善指導に努めてまいりたいと考えております。

4点目の未普及地域への対応についてであります。平成24年度から実施をいたしました市野川、中倉、小松野、大楠地区への未普及地域解消事業は、平成28年度の舗装復旧工事をもって完了の予定であります。しかし、4地区以外にも未普及地域が存在していることは認識しております。その地域のうち、7地区の区長から要望書が提出されていますので、水道事業会計の将来の財政見通しを考慮し、平成29年度からスタートする勝浦市総合計画・第3次実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。

5点目の今後の利益の見通しであります。平成26年度予算・決算から会計制度の改正が行われ、引当金等の新たな費用計上が義務づけられたことや、給水収益の減少に伴い、平成26年度

決算では、約4,300万円の純利益となりましたが、前年度決算と比較いたしますと約2,800万円の減少となりました。今後におきましても、少子高齢化の進展や人口減少、節水型社会の到来により、水需要の伸びは期待できないことから、料金収入は年々減少すると予想されますが、大規模な施設・設備の改修等が発生しなければ、純利益は今後しばらくは3,000万円台で推移するものと考えております。

6点目の佐野浄水場の設備投資に伴う料金値上げの要素についてであります。2点目のご質問でもお答えいたしました。現在の施設は、昭和44年10月に竣工してから今日まで、内部留保資金により計画的に施設の改修、設備の更新等を行ってまいりました。佐野浄水場は現在築46年が経過しておりますが、浄水設備の法定耐用年数は60年と規定されております。水道事業基本計画では、平成30年度から平成32年度までの3カ年計画で佐野浄水場の改築事業を予定し、事業費が用地買収を含めて約15億円と見込まれることから、補填財源不足を補うために平成28年度から15%アップの料金改定を予定したものであります。しかしながら、必要な維持・補修を行えば、現施設でまだまだ運転・管理をしていけると考えておりますので、内部留保資金や起債等を活用し、耐震対策及び必要なメンテナンスや施設・設備の更新等を実施し、現在の施設で水道事業を行い、料金改定につながらないよう経営努力してまいりたいと考えております。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） それでは、まず空き家のほうから質問を行いたいと思います。今ご答弁をいただきましたが、空き家対策特別措置法の目的は、生活環境の保全という部分と、空き家の積極活用という両面を持ったものということでありまして、市のほうのこの法律の取り組みに関しては、現在既に特定空き家というものに該当するものはあるということではありますが、県及び市町村によって構成する空き家等対策検討部会というふうに言われていましたが、その報告を受けることで条例の制定や計画、協議会の設置を行っていくということだったというふうに思います。昨年の12月の県議会でも、県内の3分の1の自治体がこの法律に対応していく旨の答弁があったようであります。勝浦市もその一つというふうに思います。市長から冒頭にお話がありましたけれども、勝浦市もやはり空き家がこれから増えていくという懸念があるということでもあります。

それで、数字のほうですけれども、先ほど市長のほうから、総務省統計局の数字を教えてくださいましたが、勝浦市の空き家の数は、平成25年度住宅土地統計調査では、住宅総数が1万3,730戸、別荘等の2次的住宅が2,390戸、賃貸・売却用が1,430戸で、その他の住宅が1,230戸。それで、この別荘等というのは、勝浦の場合は、いろいろ別荘地が多いので、単純にほかと比較できないところがあると思いますので、それを除いて、例えば住宅売却用が1,430戸、その他の住宅1,230戸が空き家になっていますので、これを足すと2,660戸。2,660戸を総数1万3,730で割ると19.3%の数字が出てきます。これは、いわゆる別荘の2次的住宅を除くと、5戸に1戸が空き家といったような数字になってくるような感じになります。この調査は、5年に1度実施している調査ですけれども、先ほど市長が言われているかどうかあれですけど、全戸調査でなくて、実際の空き家の数とは異なるわけですけれども、いわゆる全国比較するときは、この数字しかないということでございます。ちなみにであります。全国では、空き家の別荘地

の2次的住宅を除くと、空き家率というのは12.8%。勝浦市が19.3%ですから、全国平均のほうがまだ少なく、勝浦市は全国平均より1.5倍ぐらい空き家が多いという、この統計局の数字ということになると思います。だから勝浦は5戸に1戸ですけど、全国的には7戸、8戸ぐらいに1戸ぐらいが空き家ということになります。千葉県全体は11.9%ですが、千葉県の場合は、いつもこういう比較だと、都心部に近いところと南のほうでは全然対象が違うと思うので、千葉県平均で数字を出されても、必ずしもそれが適切かどうかということもありますので、参考数字としては千葉県は11.9%ですので、全国の空き家率は低いほうから9番目ということになります。逆に、低いからなかなか全県的な空き家対策が進まないというようなことがあるのかもわかりません。

ここまでは数字をただ拾っただけなんですけど、野村総合研究所の数字が出ていまして、現状のままでは、17年後の2033年に全国の空き家率は30.2%に上昇するというふうに予測しているわけです。この場合だと3戸に1戸が空き家になってしまう計算ですが、先ほどの統計局の数字と比較できないので、当てはめるのはどうかと思いますが、参考までにということで、先ほどの全国平均の数字は30.2%ですから、全国的に2倍以上の空き家が増えるということになります。それを勝浦市の先ほどの19.3%に当てはめると、実に4割以上は空き家になってしまうという計算になってしまいまして、17年後、勝浦市は大体2軒に1軒が空き家になってしまうような数字と。これは数字の計算ですけども、そういうことになってしまうということだと思います。そのような背景で、今回この空き家対策特別措置法が登場したり、勝浦市もそれに対応していくということでございますので、状況としてはそういう状況にあるということを理解をしておきたいというように私自身は思っております。

ここで質問に移っていきますが、先ほど出てまいりましたが、勝浦市も平成15年の4月に、全国的に非常に早い時期というふうに聞いておりますけれども、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例が制定されています。その中の第5章で空き地等の管理というのがありまして、そこで雑草地または廃屋が著しく不適正な管理状態にあり、かつ市民生活に重大な障害が生ずるおそれがあると認めたときは、その管理者に対し必要な指導を行うことができると定めています。第18条で指導になりまして、第19条で勧告、そして第20条で措置命令となって、第21条で必要に応じて関係機関への通報、そして最終的に第22条で緊急措置として、雑草地または廃屋が切迫して市民生活に著しく障害を与えるおそれがあると認めたときは、当該切迫した障害を排除するため、必要の限度において雑草の除去その他の措置を講ずることができるというふうに表現されています。

それでは、この文章の中にある「その他の措置を講ずることができる」というふうになっているんですけど、一応念のための確認なんですけど、「その他」というのはどういうことを指しているのか、代執行などの建物の取り壊しも含まれているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。「その他の措置」とは、倒壊防止柵の設置や飛散防止網の設置等でございます。なお、代執行の規定はこの条例の中には含まれておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 行政代執行の規定は含まれていないということであります。平成26年ですか

ら、おとしになりますか、おとしの10月現在で、全国で空き家条例のある自治体が401だそうであります。それから時間がたっているのも、恐らくもっと増えていると思いますが、最近の空き家条例では、強制代執行を加えている自治体が増えています。ただ、少なくとも勝浦市の場合は、今までは、曲がりなりにも個人の私有財産に対して、法権力で解体命令や行政代執行を市の条例だけで行うのは難しかったということだと思います。これに法律の後ろ盾を与えたのが今回の法律ということで、先ほど答弁にもありました。

第6条で空き家対策計画を定めること、第7条で協議会の組織づくりを求めているということですが、この協議会の役割について説明をお願いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。協議会の役割ですが、空き家等対策計画の作成及び変更、特定空き家等の該当性の判断、調査等の方針の策定及び特定空き家等に対する措置の方針などを策定する役割がございます。協議会を設置するメリットは、地方公共団体が行うべき各種の判断について、客観性や公平性を持たせることができる点でございます。すなわち、空き家対策を実施するに当たって、地方自治体は、助言、指導、勧告、命令、代執行の可否等、さまざまな場面で判断を行うことになってきます。特に市民に対しまして大きな影響を持ちます勧告から代執行に至る場面におきましては、慎重な判断が求められます。これらの場面において、各種の専門家を構成員とする協議会を設置することについて協議を行い、一定の方針を打ち出すことにより、措置の内容で裁判で争う場合においても、協議会での策定過程が重要な資料になってきます。このようなことから、協議会の構成員は、市長ほか、地域の実情を知る者、建築・ホームの専門の者は必要でございまして、また十分な議論を尽くすことができる人材を選任すべきものと考えています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 協議会は非常に責任のある、大変重要な組織であるということですね。そういう位置づけの組織であるということでもあります。そういう協議会も設置をします。あわせて、空き家の調査というのもしなければいけない。先ほど総務省統計局の調査の数字は出ていましたけれども、実態とは必ずしも一致していないというふうに思うわけであります。ただ、その調査も、ただ単純に区長に空き家を調べてくださいというわけにはいかないと思いますので、空き家も幾つかに分類できるというふうに思います。例えば、持ち主のわかる空き家とか、わからない空き家、管理ができている空き家と管理されていない空き家、周囲に迷惑をかけている空き家と、まだ迷惑をかけていないような空き家、持ち主がわかっても、解体できる空き家と、費用がネックで解体できない空き家などというものもあるのかもわかりませんが、そういう形で詳細に市内の空き家を調査していかなければいけないし、その実態を明確にしてほしいというふうに思いますけれども、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。議員ご指摘のとおり、空き家等の管理につきましては、その現状の把握は不可欠でございます。法第11条では、空き家等に関するデータベース等の整備について規定されておりまして、実態調査の結果や、市民等からの情報提供に基づき、データベースの整備を図り、継続的に空き家等の情報収集を行いながら、情報の更新を行うべきと考えております。

なお、データベース等の項目につきましては、地域図、所在地、所有者氏名と連絡先、建物の種別、構造、現状、危険度、適正度、指導等の経緯が考えられます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 今の説明、危険度なども含めたデータベースをつくって、細分化されたというか、細かくそういうものをつくっていくということなんだと思います。協議会ができ、また空き家の情報が調べてデータベース化されていくことによって情報が整っていくと思うんですが、例えば、所有者のわかる空き家というのはまだいいと思うんですけど、空き家でも、亡くなられて、相続が重なって、所有者の特定が難しい場合など、近所の聞き込みや登記簿で所有者を割り出して住民票で確認したりしても、うまくいかない場合というものもあると思います。あるいは、引っ越ししても住所変更届が出されていないとか。要するに所有者がわからなければ指導も勧告もできないということだと思います。

そこで、今回の特別措置法は、空き家所有者の把握に限って、固定資産税の納税記録を用いて特定できるようになったというふうに聞いています。納税記録の内部利用を可能にしたということだそうであります。昨年2月の空き家特別措置法の一部執行とともに、全国の自治体で、この固定資産税情報の活用が相次いでいるというふうに文章に書いてあったのを読みました。勝浦市も、法律的にはもう施行されているので、この辺の情報を活用して、先ほども特定空き家に該当するようなものもあるというようなご答弁もありましたので、活用しているのかということですね。それと、これによって判明率も向上するのかということについて教えていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。勝浦市も既に税務情報を活用しているかということでございますが、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例におきましては、管理者を特定することが必要でございます。このため、地方税法第22条の規定によりまして、税務情報につきましては、その事務に関して知り得た秘密ということは重要なものになっていまして、守秘義務があるということでございますが、これの中でも、納税通知書の送達先等につきましては、この守秘義務のものではないということでございますので、そういうものを今の条例の中では活用してその判明をしているところでございます。なお、今後、法第10条第1項の規定によりまして、必要な限度において固定資産税台帳等に記載されている所有者等に関する情報等が内部で利用できるということでございますので、所有者の判明率も向上するということを考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） わかりました。判明率は向上するということと、既に活用している。その住所に関しては法律的な部分で活用できるということなので、その部分に関してはやっていますということだったと思います。法律的なことを細かくわかりませんが、第22条の規定の中で、本来ならばできないけれども、その部分は、できることをうまく活用しているということなんだというふうに思います。そういうことで、今度この法律ができたことによって、また条例とかつくることによって、堂々と固定資産納税記録を利用できるようになったということなんだと思います。

もう一つ、税金関係のところですけども、平成15年度税制改正で、特定空き家に認定され

た空き家が除却、修繕などの勧告を受けると、その時点で自動的に特例の適用が廃止されるというようなことだそうであります。すなわち、特定空き家に指定されると、現行の住宅用途特例で固定資産税の課税表示の6分の1の減額、あるいは3分の1という場合もあるんでしょうけれども、なくなるということでもあります。これは所有者にとっても非常に大きな影響があるわけですが、これについて、これは税務課長でしょうか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。住宅用地は、土地の面積に応じまして、200平方メートル以下の小規模住宅用地と、200平方メートルを超えるその他の住宅用地に分類されますけれども、その税負担の軽減をする目的で、地方税法第349条の3の2において、小規模住宅用地、200平方メートル以下にあつては6分の1に、200平方メートルを超えるその他の住宅用地については住宅の床面積の10倍までを3分の1にそれぞれ減額する措置が規定されてございます。これまで住宅が建っていさえすれば底地である宅地納税負担が軽減されておりましたけれども、平成27年度の税制改正で、特定空き家として必要な措置についての勧告がなされた場合には、住宅用地の特例を適用しないこととされましたことから、翌年度の土地に対する固定資産税は、建物を取り壊しをしていないとしても軽減しないで計算することとなりますので、土地所有者にとっては、その税負担は当然重くなるということになります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 考えようによってなんですけど、6分の1の適用がされなくなるということは、解体してもしなくても同じ額ならば、解体しなくてもいいかなというように思われる方も出てくるのかなと思いますが、それはまたそれで、運用の中でいろいろ、協議会もあつたりして対応していくんだろーと思います。結局、解体費用はなかなか高く、一方では壊す資金がなくて放置している人も中にはいらっしゃると思います。全国的に見ると、いろいろ条件つきです。数も少ないですが、解体に対して補助金を出しているような自治体も見受けられます。今回の空き家特別措置法は、国及び都道府県は空き家対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずるというふうに明記しています。国から市町村への財政支援の拡大を定めているわけでありまして、その辺を活用して何らかの対応がとれるのではないかなと思うんですが、これについての見解をお願いいたします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。長田生活環境課長。

○生活環境課長（長田 悟君） お答えします。法第15条第1項の規定では、国、県は、空き家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、その他必要な財政上の措置を講ずるものと規定されております。財政上の措置とは、特措法が地域住民の生命、身体、財産を守り、生活環境を保全すること、空き家を積極的に活用していくことを目的としていることに対応しまして、除却を行う事業、それと活用する事業に対するものに分けられます。これらは、いずれも空き家再生等推進事業として社会資本整備総合交付金交付要綱におきます基幹事業に位置づけられておりますので、これらの補助金を有効に活用してまいりたいと思います。

なお、本市独自の、個人に対する補助金ということにつきましては、今のところ考えてはございません。

また、その他地方公共団体におきます空き家に関するデータベースの整備、空き家等対策計

画に基づき取り組む空き家の活用、除却等の対策については特別交付税措置により支援される予定でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 解体という表現はありませんが、それはともかくとしまして、全体的に交付税とかを活用して対応していくというふうな形での理解を今のところしておけばいいのかなというふうに思いました。状況としてはそういう形でこの空き家に対する助成があるので、それをうまく活用していきたいということなんだと思います。

昨年この法律ができたときは、ご存じのように、大分見られたと思いますが、マスコミも大分取り上げていましたが、最近は余り情報は見ませんが、この法律の存在を市民の皆さんも徐々に知っていくことになると思いますが、この法律の目的は、最初に市長からお話いただいたように、生活環境を保全すること、あわせて空き家の活用を促進しようとするものでありまして、空き家の活用というのも目的となっているわけでありまして、現在、企画課で、空き家バンクとして空き家の活用等を行っているわけでありまして、解体というか、特定空き家は今日の主なテーマであります。空き家という意味で、空き家バンクと一元的な管理をしていってはどうか。いわゆる組織的に合体させて、空き家のワンストップサービスといった考え方もあるというふうに私は思うんですが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関副市長。

○副市長（関 重夫君） お答えいたします。空き家につきまして、空き家の適正管理等につきましては、これまで生活環境課で事務をしております。空き家バンク等につきましては企画課、ご指摘のとおりでございます。これを一つの部署で行うことはもちろん可能ですけれども、実際問題、事務内容がかなり異なります。一つは、不適切な管理をしている空き家についての指導あるいは勧告等を行うと。もう一つは、空き家バンク等につきましては、定住促進とか、あるいは、まちづくりの一環とした事業で空き家を活用していこうという事業ですので、従来どおり、指導・勧告等につきましては、市民の環境保全とか防犯を担当しております生活環境課で、また、空き家バンクあるいは有効活用する面では、やはりいろいろな事業との関連もありますので、これまでどおり企画課のほうで担当していくというふうに考えております。なお、当然情報は共有しながら、スムーズな事業が図れるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。組織的なところまで立ち入ってしまつて大変恐縮でありますけれども、先ほど課長の答弁の中で、空き家の相談窓口といったような話もちよつと出ていました。今日は空き家バンクは直接話にはあれですけども、例えば、子どもさんが市外にいて、親が勝浦市内に住んでいる場合、いずれ親が亡くなって空き家になると、子どもさんたちに負担がかかってくる場合もありまして、そのときにどこに相談しようかなといったときに、行政という選択肢も出てくるのかなと思います。これからそういうことも増えてくるのかなと思ひまして、そういう相談窓口、あるいは先ほどの活用、特定空き家、廃屋のほうの話と。そういうことで、市民から見ると、どこに話を持っていいのかなということで、ワンストップということで思ったわけでありまして、直ちにこれはどうのということでありませぬので、当面は現状で行くということでございますので、それはよくわかりました。この空

き家問題についての全体的な市の取り組みについては理解することができましたので、これで空き家についての質問は終わります。ありがとうございました。

次に、水道事業についての質問に移りたいと思います。水道事業ですけれども、先ほど答弁をいただいて、夷隅川の水質の悪化に関しては、生活環境課で調査をしている年2回、3カ所の調査に関しては、水環境にそれほど問題はないということでありまして、水道法の第4条51項目の検査に関しても、何か問題があれば県各課、県の関係機関と調整するということがあったように思います。ですから、これは4年前も同じような答弁をいただきましたので、水質については今のところ大きな問題はないというふうに理解することができたと思います。

したがって、ろ過方式も水質に大きな問題はないので、検討はしているということでもございましたけれども、直ちに対処するほどのことではないというふうに思ったわけであります。

それと、設備関係も、メンテナンスや更新をしっかりやっていけばしばらくは運転管理できであろうということと、佐野浄水場の建物は46年経過していると。耐用年数60年ということでもありますので、先ほどの市長の答弁は、もうしばらくはあのまま活用できるということだったと思います。活用ができるということは、改築事業も先延ばしができて、15億円の費用は当面発生しないだろうから、平成28年度からの15%料金の値上げは、回避されるというか、値上げしなくて済むということなんだと思います。

そんな中で、純利益は3,000万円を維持できていけるということですので、平成29年度以降の未普及地域の対応も引き続き行っていけるというふうなことだったというふうに理解いたしましたので、佐野浄水場に関しては、当面、直ちに大きな問題が発生して何かをしなければいけないということではないということとは理解することができたと思います。

それで、もう一つの水供給ラインの南房総広域水道企業団に関係することですけれども、上植野の浄水場の南房総広域水道企業団からの受水施設建設工事が、平成27年度、今年度の末に完成するというものでありまして、来年度、もう来月からですね。植野地区も全て南房総広域水道企業団からの水になるというわけであります。これで企業団からの水の供給エリアは、興津地区と植野地区の全てが企業団からの水になります。以前、市長からのお話の中で、県が南房総広域水道企業団と九十九里地域水道企業団の用水供給事業体と県営水道との統合・広域化を進めているという話がありましたが、現在、この話し合いはどの程度進んでいるのか教えていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。南房総広域水道企業団と九十九里地域水道企業団の用水供給事業体と県営水道との統合を進める県内水道の統合・広域化の進捗状況でございますが、当初は平成26年度末までに構成団体への最終意向調査が実施される予定でございましたが、修正案の内容説明等に時間を要し、平成27年度にずれ込んだところでありますが、7月31日までを回答期限といたしました意向調査が実施をされました。その結果は、9月24日に県から説明会がありまして、2つの企業団の構成団体、全27団体の賛成が得られました。今後は、南房総広域水道企業団、九十九里地域水道企業団、県水道局及び県水政課をメンバーとした実務担当者による検討会議を開催し、管理体制、財政収支等の検討及び用水供給料金平準化に係る試算等を行うこととなっております。その後、（仮称）統合協議会を立ち上げ、基本協定を締結し、第1ステップの経営統合へ移行する予定となっております。

また、県内水道の統合・広域化とあわせ、末端給水事業体の統合について並行して検討を行い、合意に伴う覚書締結を目指すものであります。南房総地域では、南房総広域水道企業団が事務局となり、県水政課をオブザーバーとして、夷隅郡市、安房郡市を単位としての、統合の検討を行うための南房総地域末端給水事業統合研究会を平成27年7月14日に設置したところでございます。

また、統合・広域化基本計画の策定のためのコンサルタント委託費が企業団の平成27年度当初予算に計上され、去る9月29日に委託業者が決定されたところでございます。そして、第1回の南房総地域末端給水事業統合研究会が10月28日に、また、夷隅地域作業部会が本年1月8日と2月25日に開催され、統合・広域化計画の策定に向けた検討を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 南房総広域水道企業団と九十九里地域水道企業団と県営水道との統合に関して、調査の結果、昨年9月に県の説明があつて、2つの企業団の27の構成団体全体の賛同が得られたということでありまして。今後は、県水政課も含めて、実務担当者による検討会議が設置されるということでありまして、それで基本協定を結んで経営統合に移行していくということでありまして。今回、私個人的にわかったのは、その後に続いた文章で、これと並行して夷隅郡・安房郡を単位とした南房総地域末端給水事業研究会が設置された。それで、基本計画策定のコンサルタント委託費が南房総広域水道企業団の平成27年度の当初予算に計上された。いわゆる南房総広域水道企業団のリーダーシップのもとで委託業者も決まり、夷隅地域の部会が1月に開催されたということだというふうに思います。順調に進んでいるということなのだと思います。

これについて質問したいことがありますが、それは後に置いておいて、その前に、先ほどの広域のところですが、少子高齢化と人口減少・節水型社会の到来というのは、今回の水道の当初予算の説明でも必ず載っている、枕言葉のような言葉なんです、少子高齢化と人口減少・節水型社会の到来で水需要も減ってくると予想されていますと。今のところ、先ほど佐野浄水場の修繕のための費用はかかっていくものの、3,000万円程度の利益も維持されていくという説明がありました。また今後、行川アイランド跡地の再開発とか、道の駅といった需要の拡大もある程度見込めますが、純利益の確保は厳しい状況になるというふうに考えられます。

それで、今後のそういった自前の施設の維持コストを考えると、佐野浄水場にこだわらずに、将来統合されるであろう水道企業団1本で進めていくということも考えられるように私は思うんですけども、これについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。南房総広域水道企業団は、夷隅・安房郡市には水源が乏しく、新たな水需要の増加等に対応するために平成2年8月1日に設立をされ、勝浦市では平成8年10月1日から給水が開始されております。南房総広域水道企業団の権利水量は、大多喜ダム建設中止により、1日最大給水量は4万2,330立方メートルであります。企業団の権利水量全体の4万2,330立方メートルを、構成団体は大多喜ダム完成後に予定されました計画給水量の割合に応じて割り当てられ、協定水量、権利水量としております。この協定水量の変更は、企業団の1日最大権利水量を超えることはできませんので、減量を希望する団体、減らしたい

と思う団体と、増量を希望する団体、増やしたいという団体とが合致して初めて可能となるものでございます。今後、再開発が見込まれます行川アイランド跡地の事業計画や、需要拡大が予想されます他の事業計画につきましても、必要となる1日最大給水量を見極め、今後、人口減少社会を迎える中で、企業団並びに構成団体と可能性について協議をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） 市内に、自前の佐野浄水場からのラインと広域企業団からのラインと2つあるということは、相互補完で非常にメリットがあるということは十分理解できますので、いろいろやり繰りの中でやっておられることもよくわかります。また、今言った質問は4年前も同じようにさせていただきまして、同じような答弁で、協定水量の増減があるから、自治体間の調整の中で行われているということでございまして、その状況は引き続きそういう状況だということを確認でき、また、理解もできました。

それでは、先ほど言われていたところですが、県内水道の統合・広域化とあわせて、南房総地域の末端給水事業体の統合について、夷隅・安房郡市を単位として検討する旨の答弁がありました。それは、夷隅郡内2市2町の水道事業が一つの公営企業として統合されると考えてよいのでしょうか。

また、その際、佐野浄水場のような各自治体が保有する、先ほど自前の施設と何回も言っているので、それを使えば、自前の施設も、その統合企業がメンテナンスとか新たな施設の建設を行っていくというふうに考えてよいのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。先ほど答弁いたしましたとおり、県が公表しております県内水道の統合・広域化の進め方取組方針では、用水供給事業体の統合・広域化と並行して末端給水事業体の統合・広域化の検討を行うこととされており、その合意を前提として、第1ステップであります経営統合へ進むこととなっております。南房総広域水道企業団の構成団体である末端給水事業体の統合・広域化の検討は、夷隅郡市・安房郡市の単位で進めることで決定をされております。つきましては、夷隅郡市は2市2町で統合・広域化を検討することとなりまして、一つの末端給水事業体を目指すものでございます。現在、企業団が事務局となり、統合研究会が設置されるとともに、コンサルタントへの業務委託により、統合・広域化基本計画の策定が進められております。つきましては、各自治体が保有しております現在の施設の整理・統廃合や、新たな施設の整備計画等につきましては、今後、統合・広域化基本計画の中で検討されていくものと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） そうしますと、南房総広域水道企業団と九十九里地域水道企業団の用水供給事業体と県営水道との経営統合の時期、それと、今言われた南房総地域の夷隅郡・安房郡の末端給水事業体の統合の時期ですよね、この辺はどのように考えているのかということと、あわせて、佐野浄水場、現在の施設でもうしばらく運転できるという答弁がありましたけれども、この辺の施設面の統合も、どのような形でやっていくのか、その辺の目標的なものがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中ではありますが、11時15分まで休憩いたします。

午前１０時５９分 休憩

午前１１時１５分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。県内水道の経営統合の時期についてでございますが、県内水道の統合・広域化の進め方、取り組み方針のスケジュールでは、平成28年度から２つの企業団、県水道局、県水政課をメンバーとしました実務担当者による検討会議が開催され、その後、（仮称）統合協議会が設置されまして、基本協定の締結後に、第１ステップであります経営統合へ移行する予定となっております。なお、第１ステップの経営統合へは、末端給水事業体の統合・広域化の合意が前提とされております。南房総広域水道企業団の構成団体である末端給水事業体の統合・広域化の検討につきましては、平成27年度から企業団の予算措置によりましてコンサルタントへ統合・広域化基本計画策定業務を委託し、平成29年度末までの３年間で策定しようとするものであります。そして、平成30年度以降に統合・広域化基本計画について構成団体の合意が得られれば、覚書の締結がなされ、県内水道の統合・広域化は第１ステップの経営統合へ移行されるものと思われまます。

勝浦市の佐野浄水場や各市町が保有する施設の整理・統廃合等の着手時期につきましては、覚書が締結された以降になるものと考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。岩瀬洋男議員。

○13番（岩瀬洋男君） ありがとうございます。県内水道の経営統合については、末端給水事業体の統合・広域化の合意が前提ということでありまして、何よりも南房総広域水道企業団が予算をつけてコンサルタントへ統合・広域化基本計画策定を委託して、平成29年度末までにつくるということでありましたので、リーダーシップをとっていただいて、今後スムーズに進んでいくというふうに思われます。ぜひ２市２町、無事に前に進んでいっていただきたいというように思いますが、水道事業の未来が少し理解することができました。ありがとうございました。

１点だけ質問をし忘れたところがありまして、それをお伺いして私の質問を終わりますが、先ほど平成29年度からの未普及地域の対応に関しまして、７地区の区長から要望が出ているというふうに言われておりましたが、この要望が出されている７地区の地域ですよね。どこからそういう要望が出ているのかを最後にお伺いして、私の質問を終わります。お願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬健一君） お答えいたします。これまで未普及地域の解消事業として要望が出されております区長からの要望箇所は、佐野区、松野区、芳賀区、興津区、杉戸区、宿戸区、それと、今回計画外であります市野川区の区長から要望が来ております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） これをもって岩瀬洋男議員の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、高梨弘人議員の登壇を許します。高梨弘人議員。

〔２番 高梨弘人君登壇〕

○2番（高梨弘人君） こんにちは。会派誠友会の高梨弘人でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、一言ご挨拶をさせていただきます。新年を迎え、早くも3カ月がたとうとしております。私自身、市議会議員を拝命させていただき10カ月が過ぎました。これまで以上に気持ちを引き締め、初心を忘れず、市民の皆様のお役に少しでも立てるよう、引き続き活動してまいります。

さて、今回質問をさせていただきます内容としましては、市民の安全・安心についてでございます。

1つ目に、市民の交通安全についてでございます。春になり、入学、卒業、転入・転出と、市民の移動といった動きが多くなる時期でございますが、その中で、慣れない道路を走るドライバーの方たちや、土地勘のない土地で細い路地を走り抜けて移動する学生さんたち、そして、新たに入学、進学と成長し、初めて歩く通学路や、お兄さん、お姉さんになり、行動範囲が広がり、自転車に乗る機会も増えてくるであろう子どもたち、そういった方々が交通事故に遭われてしまう危険性が高まる時期でもございます。日没時や夜間になりますと、そのような危険性がより一層高くなると思われれます。その中で、歩行者や自転車を運転なさっている方が、ドライバーの方たちに自分の存在を知らせる手段として反射材がございます。調べてみますと、市内における幼稚園、保育所、小学校、中学校におきましては、これといった統一された規定はなく、自転車購入時に最初から張られているもの、また取りつけてあるもの、腕章タイプのものや、ランドセルやかばんにぶら下げるタイプのものといったように、さまざまなものがございます。

そこで、一つの提案でございますが、勝浦市のゆるキャラとしても知られておりますカップピーをモチーフとした反射材をつくり、市内の子どもたちへの無料配布及び希望されます方への販売をなさってはいかがでございましょうか。カップピーのデザインであれば、既に多くの市民に親しまれており、また、新しく知る方にとってもいい機会であると同時に、勝浦市に対する愛着も湧いてくるのではないのでしょうか。また、市内外へのPRにもつながり、一番の目的である交通事故を回避する、市民の命を危険から守るといったことに寄与するのではないのでしょうか。大切な市民が交通事故の被害者にも加害者もならないことが望ましいと私は考えております。ぜひともご検討のほど、お願い申し上げます。

2つ目の質問としましては、市内における危険箇所についてであります。市内を見て回り私自身が感じました場所、また地域の住民の皆様方の感じている場所、多々ございますので、本日全てを申し述べさせていただくことは無理がございますので、1カ所について述べさせていただきます。

今回述べさせていただきます、危険だと私が感じました場所は、興津小中学校付近の河川の現状についてでございます。現在、この河川におきましては、崩れ落ちて堆積したものなのか、流れ着いて堆積したものなのかわかりませんが、大量の土砂が河川の大幅な面積を埋めており、また、危険防止のために設置されていますガード柵も、その基礎から崩れかけており、この場所は小学校、中学校、ともに近くであり、また通学路であることから、たくさん子どもたちが河川に近づく機会も多く、さまざまな心配も懸念されるところでございます。

本来、治水の観点から考えますと、治水とは、文字どおり水を治めることでありますが、河

川の氾濫や高潮による被害から家屋、集落、耕作地などを守るために、堤防を築いたり、河川の流路そのものを変えたり、河川の水量を制御、調整するための諸工事を行ったり、川底の土砂をさらい、流水に障害となる岩石を除去することなどとされており、まさしくこの場所もその内容にびたりと当てはまるのではないのでしょうか。大雨による増水における危険も十分に考えられます。また、興津海水浴場、海浜公園にも近いことから、観光においていただきました方々の安全、見た目からのイメージも考える必要があるのではないのでしょうか。整備していただくことにより地域住民の皆様の安全につながるものが、本市にとりましても大変プラスになるのではないかと私は思いますが、それについてご見解をお聞かせください。

最後になりますが、3つ目の質問としまして、災害フェイスブックの導入であります。

悲しくも甚大な被害をもたらしました、あの東日本大震災から5年がたとうとしております。災害が発生し大変困るのが、今どのような状況になっているのか、家族や知人の安否はどうなっているのかではないのでしょうか。しかし、皆様もご存じのとおり、災害発生時、果たして通話が思うようにつながるのでしょうか。災害が発生し、通信設備に被害を及ぼした場合、通信途絶による孤立などにより、通信サービスに大きく影響を与えることになるが、その被災地に対し、電話利用による安否確認や見舞い、問い合わせなどが被災直後に短時間にして急増することにより、通信への影響はさらに拡大します。その結果、電話がつながりにくくなる、ふくそうと呼ばれる状態に陥ることも想定されます。そのような状況下で連絡をとろうとする際は、極力、メールや災害伝言板など、音声通話に比べて回線使用効率がよいパケット通信を利用した手段を使うことが望ましいとされております。

そこで、勝浦市地域防災計画平成27年の概要の中でも、多様な情報伝達手段の確保とありますが、総務省消防庁におきましても、2010年5月から大規模災害時の情報発信手段として、インターネット上に140文字以内の短文を投稿するツイッターを活用する試みを始めました。これは、地震や津波など大規模災害が起きた際に、消防庁がまとめた被害情報を随時伝えるものであり、短時間で広範囲に情報を伝達できる利点があり、今後急速に活用が進みそうだとされております。

今回私がご提案させていただきました災害フェイスブックの活用とは、先ほど申しましたツイッターとは少し違いまして、勝浦市独自の災害時における情報発信としての手法として、例えば災害時における家族、知人等の安否確認はもちろん、市内における被害状況、また避難所の場所や支援物資の配布状況、そして支援に来ていただいボランティアの方たちへのさまざまな情報発信といった内容でございます。いざ災害が起こり、孤立した中で正しい情報が入ってこない。うわさや臆測など真偽のほどが確かでない情報が多くまじり、不安からパニックを引き起こすことがないように、市が正しい情報を正しく伝えることが大切なのではないかと考え、ただいま申し述べさせていただきました災害時における情報発信の手法であります「勝浦市災害フェイスブック」の導入について、どのようにお考えになられたか質問をさせていただき、登壇によるご質問を終わらせていただきます。

○議長（寺尾重雄君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの高梨議員の一般質問にお答え申し上げます。

市民の安全・安心について申し上げます。

1 点目の交通安全についてであります。本市における交通安全対策の状況について申し上げますと、市の交通安全協会とともに、新入学児童の登校街頭監視、保育所、幼稚園、小中学校の交通安全教室、高齢者を対象とした自転車安全利用教室、また、四季それぞれの交通安全運動を実施しておるところでございます。

交通安全用の配布物資といたしまして、新1年生には、交通安全協会から黄色の交通安全ランドセルカバーを、本市からは学童腕章、日本マクドナルド株式会社より防犯笛を配布しております。また、新保育所児童及び幼稚園児には、千葉県より幼児交通安全クラブ、通称ベコちゃんクラブから反射材付きの「こうつうあんぜんワッペン」が配布されている状況であります。議員ご指摘のカップーをモチーフとした反射材の利用であります。直接交通安全の目的とは関係ございませんけれども、勝浦市の防犯組合で防犯用に、カップーを用いた、腕に巻きつける反射材のタックルバンドを作成して、これは生活環境課窓口において自由に持ち帰れるようにしております。これも反射材なので交通安全にも活用できるというように考えられますけれども、今後、市民の安全・安心の施策として、各行政分野での啓発物資に、カップーを絵柄とした反射材を活用したいと考えております。

2 点目の興津小学校及び興津中学校付近の河川の現状と今後の取り組みについてであります。ご質問の河川は養老川のことと存じますが、現在、議員ご指摘のとおり、河川内に土砂が堆積している状況であります。これは、本市が管理する大半の河川に共通することではあります。河川の延長が短く、水量が少ないため、砂等が堆積しやすくなっていることが主な原因であると考えております。しかしながら、当該箇所は、土砂が堆積しているものの、閉塞してははなく、また河川の断面も大きいことから、直ちに洪水の危険があるとは考えておりません。今後、堆積物が増加していく、または河川が閉塞するおそれがあるときは、しゅんせつの対応を図ってまいりたいと考えております。

また、転落防護柵の不具合でありますけれども、河川のほうに基礎から傾いてはいるものの、ぐらついてはいないことから、緊急性は少ないものと思われませんが、状況によっては、危険防止のため、今後、予算措置を講じて改修してまいりたいと考えます。

3 点目の災害フェイスブックの導入についてであります。現在、市が行っております災害関連のメール配信サービスは、「すぐメール」を利用した「かつうら防災行政メール」での配信と、スマートフォンアプリを利用した「勝浦市観光アプリ」の中で防災情報の配信を行っております。

ご質問の災害時におけます市独自の「災害フェイスブック」の構築についてであります。さきの東日本大震災において、現場の状況、被災や避難の状況、物資の支援情報等がソーシャルネットワーキングサービス等で配信され有効活用された一方で、このことで、空き家になった地域の窃盗事件や、支援物資の奪い合い等のトラブルが発生した事例があったとあります。このようなことから、多くの情報を発信した場合のメリットやデメリットが生じる状況があることから、現在行っている情報発信手段にあわせて、先進の事例等を参考に研究してまいりたいと考えております。

以上で、高梨議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人治議員。

○2番（高梨弘人君） 市長、ご答弁ありがとうございます。それでは随時質問をさせていただきます。

す。1点目の交通安全、反射材についてでございますが、現在、市内の小中学校の生徒数、直近でわかる範囲でよろしいので、人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。小中学校の人数というご質問でございますが、今現在、手元にある資料でお答えさせていただきます。平成28年度の新児童生徒数の数で報告させていただきますが、現在、小学校の児童総数が610人、中学校の生徒数が327人となっております。これは平成28年4月1日現在の見込み数となっております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） ありがとうございます。それでは、カッピーをモチーフにした商品について、現在どのようなものがあるか、お聞かせください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。かつうらカッピーでございますが、この勝浦のブランドであるカツオを題材として、平成22年、一般公募で654件の中から選ばれまして、その年誕生いたしましたキャラクターでございます。その当初より、グッズといたしましては、今、私もつけているんですが、ピンバッジ、キーホルダー、ボールペン、シャープペンシル等が当初はございました。今現在におきましては、アクセサリー系では、縫いぐるみ、ストラップ、ネックホルダー等がございます。また、食品関係でございますが、ゴーフレット、おまんじゅう、煎餅等がございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） ありがとうございます。さまざまなカッピーの商品があるということで、ぶら下げるものにしろ、張りつけるものにしろ、マグネットタイプにしろ、市民の身を危険から守る反射材もつくっていただいても、ありがたいと思いました。

昨今、自転車に乗られる方が加害者となる事故が多くなってきました。そして、それに対し多額の賠償金を請求されるケースが増えてきております。市内においても、小学生、中学生と、自転車に乗る子どもたちが多くいると思います。その子どもたちが、被害者はもちろん、加害者にもなることがないよう、我々大人が注意を呼びかけていく必要があると考えております。

そこで、お聞きしますが、行政として、事故に遭われた場合、当事者の負担軽減をどのように考えておられるか、お聞かせをください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。自転車に乗られていて加害者になったときの対応ということでのご質問にお答えさせていただきます。実は、今年度、北中学校におきまして、県、千葉県警察、千葉県教育委員会主催のもと、自転車交通安全教室が開催されました。これは、毎年、勝浦警察及び交通安全協会のご協力のもと、全学校でも交通安全教室を行われておりますが、それとは別に、さらに追加で行われた自転車交通安全教室でございます。その中で、自転車の安全な乗り方指導とあわせまして、自転車が加害者となった場合、高額損害賠償事例、そのようなお話、講話がございました。そのお話の中で、もしものときのために自転車の損害賠償保険に加入していきましようというふうなお話がございました。このようなお話を、これから学校を通じ、生徒や保護者等にもしていければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） ありがとうございます。平成27年度内閣府交通安全業務計画というものがございまして、その中で、反射材への理解促進及び反射材用品等の普及促進とあります。夜間及び薄暮時における歩行者、自転車等の交通事故防止対策として、反射材及び反射材を利用した製品等の有効性を強く呼びかける等、反射材の普及を図ると記載されています。どうか、先ほど申し上げさせていただきましたけど、ワッペンでも、張りつけるものでも、キーホルダーでも、何でもいいんですけども、より一層ドライバーの方だとか、ほかの人から自分の存在をわかるような反射材を市のほうでお願いしますと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

市内における河川についてでございますが、現在、市内において、同じような条件の河川の数と、距離はさまざまでございますけど、わかる範囲でよろしいので、距離を教えてくださいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。現在、都市建設課で管理しております河川は、全部で47河川あります。そのうち、今回ご質問の養老川と同じような状態にある河川、いわゆる直接海に流入している、または、その流入している河川に合流している河川、これは全部で30河川あります。その平均の長さであります、499.3メートル、約500メートルであります。また、今回の養老川の河川の長さは630メートルであります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。高梨弘人議員。

○2番（高梨弘人君） ありがとうございます。そのように、市民が危険と感じる箇所が多々あると思いますけれども、一つ一つ対応していただいて、解決していただくことをお願い申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

災害フェイスブックの導入でございますが、先ほど市長よりご答弁がありましたので、特に質問という形ではなく、要望として、防災の観点から、「空振りはいい。見逃しは許されない」という言葉があります。「備えあれば憂いなし」と昔からの言葉がございまして、まさしくそのとおりで、いろいろな方面から情報を得ることができ、また、情報を交換する手段が、1つより2つ、2つより3つあるほうが、自分の身を守る手だてになるのではないかと考えます。

そこで、災害時情報収集伝達のあり方に関する報告書というのがやはり内閣府のほうから出ておりますが、この中で、少し抜粋して読ませていただきますが、東日本大震災では、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）といった新たな情報伝達手段が一定の役割を果たしたと言われているが、これはお互いに情報のやりとりが可能で、自分が必要とする情報が短時間で入手できるという特徴に負うところが大きかったように思われる。代表的なSNSとしてフェイスブックやツイッターが挙げられるが、東日本大震災では、被災情報などの情報収集にはツイッターが、家族や知人などの安否確認にはフェイスブックが利用されるなど、利用者の目的に応じた使い分けも見受けられたとあります。先ほど市長よりご答弁ありました中に、やはりメリットもあればデメリットもあるということで、一概に簡単には導入というわけにはいかないでしょうけども、1つより2つ、2つより3つといった情報の収集手段があれば、それだけ安全・安心に少しでもつながるのではないかと私は考え、前向きにご検討いただくことを願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（寺尾重雄君） これをもって高梨弘人議員の一般質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、土屋元議員の登壇を許します。土屋元議員。

〔14番 土屋 元君登壇〕

○14番（土屋 元君） それでは、午前中の残り少ない時間でございますが、通告に従い質問をさせていただきます。私は、自由改革クラブ、土屋元でございます。今回、持ち時間は90分とさせていただきますましたが、基本的には、市長ほか執行部の皆さん方の答弁次第では、効率よく1時間以内で終わるといような感じがしております。

それでは、まず質問をさせていただきます。私は、今回3点でございます。1点目は勝浦駅北口に隣接する市有地の活用計画について。そして2点目は地域おこし協力隊の活用策について。そして3点目はまちづくりの基本理念の柱の一つであります「市民と行政が知恵を出し合って行動する協働のまちづくり」の目的と推進策について。以上3点から質問をさせていただきます。

まず、最初に勝浦駅北口に関することでございますが、この活用計画につきましては、たしか平成11年か平成12年ごろ、ミナト地所さんから約3億円で手当てして、その当時は、勝浦駅文化ゾーンの形成、市民文化ホール、あるいは住宅地等々の、そういった文化的なゾーンにしていこうという構想の中で、当時の議会で決した内容になっております。その後、そのまま凍結状態がずうっとと続いております。これについては、地方創生時代を迎えまして、この市有地について、2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目は、活用計画については、現在どのような状況、方針なのかお尋ねいたします。

2点目は、国の地方創生戦略に呼応した市有地の活用方策については、どのように検討されているのかを教えてください。

次に、地域おこし協力隊の活用策についてであります。これは、昨年12月定例議会におきまして、同僚議員の戸坂健一議員が、強く地域おこし協力隊の活用策を訴えたことで皆さんもご存じだと思います。12月議会が終わり、その当時の答弁が、行政需要があれば検討させていただきますという答弁でございました。それからもう3カ月たちました。

まず1点目は、現在、その行政需要の調査、分析はどのようにされているのかをお聞きします。

2点目は、その結果、具体的には、いつごろ、どの分野におきまして募集をされるのかを、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

次に、大きな3点目でございますが、まちづくりの基本理念の一つであります「市民と行政が知恵を出し合って行動する協働のまちづくり」についてお尋ねいたします。

まず1点目は、協働のまちづくりの目的については、どのように考えているのかお聞かせください。

2点目、知恵を出し合うための機会づくりについて、市では勝浦市総合計画第2次実施計画におきまして、市民参加と協働と推進を掲げて取り組まれております。

大きな1点目で、市民活動を支える仕組みづくり施策の推進の状況についてお尋ねいたしま

す。まず1つ、NPO法人との連携強化の状況についてはいかがなものか。2点目、まちづくりの活動推進事業の状況については、どのようになっているのか。3点目、地域コミュニティ施設整備助成事業の状況について、どのようになっているのかお聞きします。

次に、大きな2点目で、広報・公聴活動施策の充実の状況についてお尋ねいたします。まず1点目、市民意識調査事業の状況につきましてお尋ねいたします。2点目、パブリックコメント手続制度の活用状況についてお尋ねいたします。3点目、公式ホームページによる情報化の推進状況については、どのように取り組まれているのかお尋ねします。4点目、市長への手紙事業の状況についてもお尋ねいたします。5点目、市民会議の設置・運営事業の状況についてお尋ねいたします。

最後に、3点目でございますが、地方創生戦略の策定に伴う新たな事業につきましてお尋ねいたします。これは住民主導型まちづくり事業の趣旨、推進方法について、どのように考えて推進されるのかお尋ねします。

以上、登壇しての質問といたします。

○議長（寺尾重雄君） 質問の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの土屋議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

初めに、勝浦駅北口に隣接する市有地の活用計画について申し上げます。

1点目のこの市有地活用計画の現状及び方針についてであります。当該土地の活用につきましては、現時点で市としての活用は考えておりませんことから、今後、民間活力の導入に向けた公募等を実施していく予定としております。

2点目の地方創生戦略に呼応した当該土地の活用方策についての検討についてであります。戦略の中でも、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、学校跡地等を活用し、企業誘致の受け皿としての体制を整えるとされておりますことから、当該土地につきましても、民間活力の導入により有効活用がなされ、雇用の創出が図ればよいと考えております。

次に、地域おこし協力隊の活用策について申し上げます。

1点目の行政需要の調査・分析についてであります。地域おこし協力隊につきましては、本市の地方創生戦略を具体的に進めていく過程におきまして、協力隊の力をかりなければならないような事態が生じたときは、積極的にこの制度を活用してまいりたいと考えております。また、本制度につきましては、単に行政需要に対する職員数の不足を補完するための制度としてではなく、行政課題に対しまして、外部からの視点、才能、能力を生かして、行政ではできない柔軟な取り組みが図れることを期待しております。このような基本的な考えに基づきまして、市民意識調査や各種アンケート調査、また、課長会や戦略会議及び市政懇談会や市政協力員のご意見ご要望など、日々の事務事業の実施を通じまして、必要性や行政需要の把握に努めております。

2点目の募集についてであります。平成25年から「定住促進による地域活性化」をテーマに1人の協力隊員を受け入れておりますが、現在、実施している施策、あるいは新たに実施しようとする施策におきまして、地域おこし協力隊が有用であり、力をかりる必要があると判断された場合、必要とする分野において随時募集を行う考えでございます。

次に、まちづくりの基本理念の目的と推進策について申し上げます。

1点目の協働のまちづくりの目的についてであります。この「協働」という字は、辞典で引きますと、「同じ目的のために協力して働くこと」と書いてありますけれども、地方分権一括法が施行されて以来、もっと地方の力を強くし、自立させようという狙いから、地域主権の確立に向けた動きが進められております。このような中、自立した地方自治を実現するとともに、まちを構成するあらゆる主体が目的・目標を共有し、協力・連携しながら暮らしやすいまちにする活動に取り組むことで、さまざまな地域課題の解決や公共サービスの提供を可能とし、豊かで活力ある地域社会の実現を、協働のまちづくりの目的としております。そのようなことから、今後、協働によるまちづくりの目的を推進するために、より多くの人たちの「協働」が増えることや、市民一人一人がみずから考えることが、個性豊かな活力ある地域づくりにつながると考えております。

2点目の市民参加と協働の推進状況についてであります。

NPO法人との連携強化の状況につきましては、主な連携事業では、NPO法人によるクリーンキャンペーン開催への協力や、NPO法人が実施する市民農園の開設に当たって、市とNPO法人の間で貸付協定を締結し、市民農園の利用の場を提供することなどにより、連携を強化しております。

まちづくり活動推進事業の状況につきましては、平成24年度から事業を開始いたしました「市民提案型まちづくり事業」、また、今年度から「子どもによるまちづくり提案事業」及び「住民主導型地域づくり支援事業」を推進している状況です。

地域コミュニティ施設整備助成事業の状況につきましては、「勝浦市集会施設整備費補助金」を利用した施設といたしまして、近年では、平成24年度に浜勝浦区が本補助金を利用して当該地区の集会所を改築、平成26年度に墨名区が集会所を新築し、また、平成27年度には川津区が集会所の改修工事を行っています。いずれも、区長からの申し出により、市で予算対応してきたところであります。

次に、広報・広聴活動の施策の充実についてであります。

市民意識調査事業の状況につきましては、勝浦市第2次実施計画に基づき、平成26年2月に調査を行いました。この調査は、市内在住の満20歳以上2,000人を対象といたしまして、有効回答数933人、47%の回答率となりましたが、集計に当たっては、アンケート集計ソフトなどに頼ることなく、職員が直接集計したことから、平成26年9月の結果報告となっております。この結果を有効に利用し、今後も計画策定等に合わせて実施することを検討していきたいと考えております。

パブリックコメント手続制度の活用状況については、平成20年に「勝浦市パブリックコメント手続要綱」を制定して以来、市における主要な計画や方針を策定する際はパブリックコメントを実施しており、これまでに「地域防災計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「過疎地域自立促進計画」など20件の計画等についてパブリックコメントを実施しております。

公式ホームページによる情報化の推進につきましては、平成12年に市のホームページを開設以来、内容の修正・更新等につきましては、企画課に設置されていた専用パソコンを使い、企画課職員により修正等行っていたところですが、平成25年4月に、ホームページ作成ソフトを切り換え、ホームページの修正等についての専門知識を必要とすることなく、各課の職員が掲載したい内容等を、自席のパソコンを使い職員自身の手で修正・作成することが可能となり、お知らせ、イベント情報、条例や予算に至るまで、速やかな公開が行えるよう改善を図りました。その後は、必要な情報を随時更新することに努めております。

市長への手紙事業の状況につきましては、平成23年10月より開始をいたしまして、平成26年度の実績といたしましては、匿名や回答を希望しないものも含めて50件を受け付け、このうち29件に回答しております。平成28年度1月末時点での受付件数は48件、回答数34件となっております。

市民会議の状況につきましては、平成23年度より実施し、初年度に市民会館跡地の利活用について、平成24年度には保育所等の再編について、平成25年度に芸術文化交流センターの施設活用方法について開催いたしました。平成26年度につきましては開催されておりましたが、今後、市政に関する全市的テーマのうち、特に重要な課題等がある場合は、開催する考えでおります。

次に、地域創生戦略の策定に伴う新たな事業についてであります。住民主導型まちづくり事業の趣旨と推進方法につきましては、趣旨といたしまして、市の地方創生を推進するに当たり、地方創生プランニングディレクターの齋藤先生の指導によるまちづくりを行うことにより、自治会単位等の地縁による団体などのまちづくりの基礎体力をつけることを趣旨としております。

また、本事業の推進につきましては、市政協力員の皆さんに説明を行っておりますが、今後の状況によりましては、広報や市ホームページなどを通して周知を図り事業を推進することも必要と考えております。

また、現状といたしましては、鶴原区単独と、松野・小松野区合同の2団体が本事業を進めておりますが、齋藤先生を中心といたしまして、それぞれ地元でワークショップを開催しております。

以上で、土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） それでは、まず最初に、地域おこし協力隊の活用策についてから再質問をさせていただきます。今答弁をいただきまして、地方創生戦略の各施策を推進しながら、その過程において、どうしても外部の視点、あるいは外部の力が必要と判断した場合、その都度募集していくというような答弁でございました。この地域おこし協力隊、昨年の12月議会、戸坂議員も、十日町市の17名を筆頭に、有効に、外部からの若い人の視点、ましてや今回、今年の3月末、任期が終わります地域おこし協力隊の沼尻氏の発表会を経て、沼尻氏1名でありましたが、勝浦のまちに対するインパクトは相当与え、また、数々の評価も、それぞれ市民の中で出てきていると思います。私も非常に高く評価しております。よく、まちづくりは「よそ者、若者、ばか者」と言いますが、よその視点を持って新しい風、あるいは新しい見方が非常に必要という中で、これは国の政策なんですね。基本的に東京一極集中した人材、その人材

を少しでも地方に、また過疎になっているところを中心に、人材を、流れをつくり、そして、その若い人たちの人材の中で、その地域のまちづくりのきっかけづくり、まさに地域おこしをしていただく原動力という中での制度であります。

今回、たまたま私も昨年の12月まで、地域おこし協力隊、沼尻氏は知っておりましたが、その制度について深く研究することもなかったんです。でも、これは戸坂議員があれだけ熱意を込めて主張した。行政需要があればということで、当然その中から、企画課長が中心で、各課、行政需要は調査されたと思うんですよね。でも、それについて、実際、具体的に企画課は、各課ヒアリングして、行政需要。先ほど市長答弁で、職員不足を補うための制度ではないと。もちろん私も知っております。しかし国の制度は、その地域の与えられた財政規模では職員数は限りがある。それを補うためのやはり政策なんです。ですから、そういったことを含めて、企画課長は各課のヒアリングをしていたと思ったんですが、具体的にヒアリングされたかどうか、まずお答えください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） 12月の議会以降、地域おこし協力隊の関係で、各課にその必要性のヒアリングをされたかというご質問だと思いますけども、個々のヒアリング等は行っておりません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） ヒアリングされてないと。当然、戸坂議員も一生懸命、ご自分の中でも行政需要があると思って提案したことだし、私自身も、あれから、行政需要、これは市の職員あるいは課には行っていません。でも、商工会等々行きましたら、基本的に市から委託事業があるけど、職員数この人数ではとてもできない。もし地域おこし隊という制度があつて、そういう人たちを媒介として採用していただければ、非常に有効に商工振興できていくというようなことをお聞きしました。ぜひということでもありました。

私は、今回、まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要な施策、これを全て推進していくということで、その先兵隊じゃないですが、その新しい感覚で地域おこし協力隊、全課対象に必要としたいぐらいですよ。全課必要。市の職員じゃなくて、その間に入って、その当事者間で操作してくれたり、問題解決を見出してくれたり、あるいは考え方や、国とか県とかの調整役やってもらう。まさに、こういう支援策をやってもらうための地域おこし支援隊、協力隊から支援隊というような制度で、もし必要であれば、第1次産業の農林水産から、教育関係の教育問題、あるいは子育て、あるいは交流まちづくりの観光振興、商工振興、そういったこと全てがマッチすると。

現実に島根県のある自治体。島根県は、県自身でも68万人。90万人あったのが68万人。その中の美郷町、人口が5,095人。この町は、地域おこし協力隊は26人着任しています。町の職員が98名。約2割5分に近い26名が、地域おこし協力隊を募集して、そして地域おこしをやってもらう。これは平成26年度も26人。私も美郷町に聞いたんです。26人というのは平成26年度。28年度は何人ぐらいですかと聞いたら、この2月で2人採用したから、また26人になりました。ここは平成27年度一般会計予算が63億4,500万円です。普通交付税が32億2,000万円、特別交付税、地方交付税が4億、この中に地域おこし協力隊と言われている人件費約1億円が含まれているという説明でありました。職員が98人のところに26人も入れている。これは全国で一番地

域おこし隊を活用している自治体です。小さい規模です。でも、自主財源が12%ですよ。88%は依存財源になっている。そういったところでも、やっているんです。真剣に何とかしなくちゃいけない。

今回のこの総合戦略の中で、それぞれ各項目、みんな地域おこし協力隊は必要じゃないですか。事業に1人ずつでもいいぐらいです。応援してもらおう。地域おこしの当事者と会って。農業でも漁業でも。そういった中でもね。でも、そういうことを言ってられませんから、特に猿田市長が力を入れています、交流によるにぎわいづくり、この重点施策で、今もビッグひな祭りをやっていますが、観光振興、そして商工振興、地域おこし協力隊をぜひ募集して進めていただきたい。

具体的に言いますと、観光振興係として、イベント企画運営支援が1人。地域の魅力アップ観光ルート立案等が1人。観光プロモーション力の強化が1人。新しい力、都会からの新しい人を入れて、観光協会、観光商工課、あるいは各種団体とのパイプ役になってもらって、そして、新しいイベントの充実と言っているわけでしょ。観光イベントを充実いたしますという施策がありますから。そういった中で事務局的な機能をやっていただくということでは絶対役に立つと思いますし、このお金は全額国が見ていただくんですね、3年間。そういうことをぜひ計画してもらいたい。

もう一つ、商工振興に対しても、施策に、空き家対策とか、起業・創業支援及び移住・定住促進、こういった形の中で引き続き1名。それから、商店街活性と朝市連携と、そういった活性策で1名。それから、ロケツーリズムの専門でそういうことをちゃんとしてくれる地域おこし隊が1人。最低3人。合わせて6人。こういったものから、今一番必要だと思いますし、今、キュステとか、いろいろな会場で、ビッグひな祭りで、職員が手分けして実行委員会の協賛事業を一緒にやっていますが、そういったことも含めて、地域おこし協力隊の知恵をかりる、あるいは活動をかりるということが、今ほど必要だと私は思うんですが、それについて観光商工課長はいかがでしょう。じゃあ、猿田市長ですか。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、地域おこし協力隊の件でいろいろお話がありました。今現在、沼尻氏がこれまでおられましたけれども、彼は彼なりの、定住促進とか、いろいろなことで頑張ってきたというのは私は認めます。ただ、地域おこしというのは、そういう協力隊なんかだけではなくて、一義的には我々職員がみんな地域おこしをやっているんです。今聞くと、これもやってくれ、あれも地域おこし協力隊、要するに、そんなに職員に信頼はないのかなと私は思いました。この前のよその団体の26人も採用するなんて、こんなところは定数合わせです。私に言わせれば。やはり地域おこし協力隊というのは、これは特別交付税で見るといったって、特別交付税というのは、ある意味ではマジックの部分もあるんです。見ているようでいて見ていないんです。こういう中では、実質その団体の一般財源で給料を見るしかないんです。私は、地方創生に取り組んでいる現段階では、地方創生のプランニングディレクター、齋藤先生が中心になっていろいろ地方創生の推進をやってくれているんです。齋藤先生が、本当にこういうのは必要だよ、地域おこし協力隊もぜひ使ってくれ、手伝ってくれと言うならば、私どもは十分考えます。また、うちのほうの担当課が、これについてぜひ市長、地域おこし協力隊を採用してくれということならば、私は考えます。ただ、あくまでも、私が言いますように、地域おこし、

こういうものというのは、我々職員、一義的には市の職員が行っているんです。一生懸命やっているんです。そういう中で、頼りないから、こういうところの地域おこし協力隊を雇ってくれというのは、私はちょっと筋が違うというふうに思っています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 私は、市職員が信頼ないとか、一生懸命やっていないという言葉は全く使っていません。これはそういう意味では全くないです。私も長く観光業に生きてきた人間です。特に勝浦市は観光イベントが多いから、非常に元気だねと、他市あるいは都会の人に言われています。しかし、それ以上に市の職員が汗水垂らしているからなんですね。しかし、汗水垂らした中で、じゃ何がということになると、観光商工課の目的は新しい観光開発、あるいは商品開発の研究です。そういったところにも本当に時間を割いているんですか、イベント課になっていませんかという危惧はしているんです。そういった意味ですよ。市長の答弁であると、市の職員を信頼していない、一生懸命していないという言葉は全く使っていないし、一生懸命やっているから、さらに、その手助けになる、あるいは手足になっていただけるような地域おこし協力隊を、せっかく国が用意していただいているんですから、どうぞ活用したらいかがですかという、こういう提案なんですよ。いすみ市は、今現在、隣の町は大きなお世話と言うかも知りませんが、9人ですね。観光部門が2人、定住・移住部門が6人、農林水産部門が2人、9人を募集隊としてやっています。じゃあ、いすみ市が信頼がないとか一生懸命やっていないというようなことで地域おこし協力隊の募集を、私はしていないと思いますし、私だけじゃなくて、議員。地方創生は、齋藤ディレクター、ディレクターと言うんですが、それも大事な、市長さんの大きなブレーンですから、それはそれでいいです。しかし、私たちは市長のブレーンであるということも自負していますよ。地方創生に対して、齋藤ディレクター一辺倒ではなくね。市民のいろんな要望の中で、地域おこし協力隊制度を活用したらという声も多いんです。だから戸坂議員もそういう提案をしましたし、私もしているわけです。全部必要だけとそういうことじゃないということで、制度としてあるんですから、いい制度はどんどん使う。

過去に、議会でふるさと再生交付金、緊急雇用事業創出金、これも、行政需要がある自治体が、国の4,000億円の千葉県の割合96億円がスタートしたときに、エントリー。勝浦市は観光案内係で最初提案したことがあります。私もやったけど、県で調べましたら、行政需要があるところをどんどんエントリーしてくださいと言ってました。96億円あっても、なかなかエントリーしないから、ちょうど20%ぐらいしか使われてないんですよ。どんどん行政需要を出してエントリーしてくださいという時代もありました。行政需要というのは、待ってはいけないので、能動的に調べることが必要だと思うんですね。そういった意味で地域おこし協力隊が、市の職員を信頼しないとか、一生懸命やってないからということではなくて、厚みを増した制度で、勝浦も人口はどんどん減ってきているから、市の職員じゃない、地域おこし協力隊が自由に活発に市民の間に入って、そしてどんどん情報を発信し、あるいは収集していただいて、新しい若い知恵を出していただいて、住みよく、元気のある勝浦になるための提案でございますから、これについて、いま一度市長にということは言いません。ぜひそういう形の中で、もう一度再考していただければなという思いでございます。私は地域おこし協力隊は必要だと思って提案しているわけですが、ぜひそういうことを要望しておきますので、地域おこし協力隊については、これだけにいたします。

それから、まちづくりの基本理念の大きな柱であります、「市民と行政が知恵を出しあって行動する協働のまちづくり」のあり方でございます。今ここで地方創生というよりも、猿田市長が山口市政の継承したときの写真入りの公約の中で、行政改革、市民参加型行政の展開で、基本的に市民提案型事業を募集しますと。そのとおり平成27年度まで募集されました。平成28年度は市民提案型事業は一旦休止ということで、それぞれ通知いただいておりますが、市民参加型行政というのは、公聴活動においても、いろんな自治体の中で、今あるのが全て、ベストではない。市長の手紙、市民会議、市政協力員との座談会、懇談会年1回。もちろん、そのほかにいろんな課題があったときに各地域でいろいろ打ち合わせしていると思いますが、今、行政視察へ行って、大きな流れの中では、地域ごとの行政出前地域懇談型が積極的に情報発信するという形では、なっております。この地域懇談会の開催は、もう過去において、平成10年かな、藤平市長が最初に当選というか、そのときの1回きりで、やっていないというふうにあります。その地域懇談会について、開催するというお考えがあるかどうか、まずお聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、地域懇談会ということで、地元に出ていって懇談会をするというのは、今のところ考えておりません。先ほど来答弁させてもらいましたが、市長への手紙なり、課題ごとに、市民参加をいただいて、いろいろ意見をいただく。または、市政協力員なんかの会議などでもいろいろな意見をいただきます。4年ぐらい前に、地元で、区長さん、市政協力員などを集めてやりました。実際は、結構細かい、いわゆる道路問題、排水問題、こういうものがほとんどの要望です。地域懇談会をやるのはいいんですが、この地域をどうこうしてもらいたい、ビジョンがこうだからというような話というのは余り出ません、現実的に。うちの近くのこれを何とかしてくれ、要するに要望だけで、いわゆる提案というのは余りないんです。というようなこともありまして、私は、今のところ、地元に出ていって、そういうようなお話、行政の話を伝えるというのは一つのいいあれかしれませんが、そういうような要望の形になるだろうというふうに思っていますので、今のところではそういう考えはございません。スケジュール的なものもありますけれども、今のところは考えておりません。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 地域懇談会について答弁をいただきました。今回、住民主導型まちづくり事業について、地方創生も上がっていますし、どちらかというと、地域が自主的にワークショップを起こして、これも私も過去の議会で、よく小田原方式と言って、小田原市は25地区協議会をつくって、もちろん1協議会の中に複数の区が入っているんですよ。でも、そういうところの中で、市の職員、あるいはまちづくりの関係する諸団体の頭になって、まず、この地域はどういうふうな歴史的な生い立ちがある。昭和の合併の前に戻ったような、もう一度原点に戻って、この存在位置をワークショップで考えましょう、今現在はこういう地域だよと。そういうふうに地域ごとに、存在理由とかですね。今回、鶴原区とかあるそうですが、そういった昭和の合併の前に戻った単位で、その地域の人たちがまちづくり、この地域をどうするんだと、そういう思いをするということは、今回は非常にいい制度だと思います。

しかし、今回、予算を見ると、4地区が平成28年の予算に上がっていますが、できれば、勝浦の中の地区の人たち、この数が、代表で4地区の人たちに、別々でもいいし、集まっていたかどうかあれですが、これからは地域が自主的に、自発的に、自分たちの地域をこうすべ

きですよ、ああすべきですよ。自助でやっていくというような形の機運を盛り上げるということのセミナーを絶対私は開催する必要があるかと思うんですね。やる気のある市長さんが、あるいは執行部がいる、区の役員がいるから進める。そうじゃなくて、元気いっぱい勝浦をつくるには、みんなやる気になって、その地区のリーダーになってもらわなくちゃいけないんです。その地区のリーダーがやる気になってもらうための意識づけのセミナーを市が用意してあげる。齋藤プランニングディレクターが、それぞれ各区に行けないでしょうから、上野地区、総野地区へ集まっていたいただいて、これからの時代はこうですよというような、区にそういうセミナーを持っていてもらうということはいいかないかなと思うんですが、それについて答弁をお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。住民主導型の地域づくりの関係で、市政協力員の皆さん、区長の皆様方に、もっと周知の必要があるんじゃないでしょうかというお話の趣旨だと思います。取り急ぎということではございませんけども、今回の支援事業に関しまして、市政協力員の皆様に、この事業に関しまして、再度お話し合いの機会ということで、また文書のほうを出していただく予定にしております。あと、セミナーのほうにつきましては、その結果を見まして、また考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 各地域がそれぞれ元気になっていただければ勝浦は元気になる。特定のところの地域だけ元気になっても、バランスが悪くなります。勝浦は、地域みんな、各地区が元気になる。元気の程度はありますよ。まちづくりの程度もありますよ。自主的にどんどん進んでいる、あるいは全く進まないような状況の地区もあるでしょう。そういった課題について、行政が音頭をとってやる気にさせるという中じゃないと、創生戦略の中で、人材づくりなんていうのは絵に描いた餅になっちゃうと思うんですよね。文書じゃない。とことん話し合い。粘り強く交渉する。いいキャッチフレーズの言葉を使った首長がいましたけど、そういうことが今、地域の人たちに対する思いやりじゃないでしょうかね。市民憲章もあるじゃないですか。人におもてなしだとか思いやりを持つ。心と心が触れ合う。文章だけでは触れ合えません。勝浦なんかは近いんだから、それぞれの区長に会いに行ったりいいんです、手分けして。企画課は忙しいと思いますが、企画課長、文書じゃなくて、直接歩かれて、どうですか、各地区の区長たちに集まってもらって、みずから話し合うとか、そういう機会をつくる意思があるのか、ないのか、お聞きします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。現段階では、先ほどお話ししましたとおり、一旦、文書のほうでの皆様の反応はうかがわさせていただきまして、それを見て判断したいということですので、今の段階ではセミナーを開催するということは断言はできません。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 文書の中に、ぜひこういうことを入れてほしいんです。というのは、説明に行ったらいいという希望がありますか、ないですか。要らない、必要。そういうことだったら行きますか。お願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） 原案のほうはもう既にできておりまして、発送の準備が整っているのじゃないかと思うんですけども、間に合えば、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） ぜひ、地域の人たちはそれぞれ自分の地域に誇りを持ち、そして住みよいまちを地域の人たちでつくっていくという機運を盛り上げるには、やはり行政が情熱を傾けてあげないと、なかなか火はつかないですよ。マッチと燃料だけ渡したって、火つかないでしょう。おこし役が必要です。そういうことをぜひやっていただきたい。とことんやってもらいたい。そうしないとなかなか相手にハートは伝わりません。まちづくり活動について、例の、市民提案型事業、市長への手紙、市民会議、子ども提案型事業、住民主導型提案事業というものが、平成27年度にされました。そこで、私は、市民提案型事業というのは、先進地の事例でも、これは補助金支援が減っても、継続しているのが圧倒的に多いんです。当然、自由提案型も必要。行政課題提案型について応募してくださいとか、いろいろバリエーションが変わってきています。それから、チャレンジ支援型、学生提案型、金額は少ないですけど、学生が初年度チャレンジするとか、地域の生活している諸団体、あるいは学生も含めて、子どもまちづくりもやるんですから、みんなで当事者意識になって、みんなでまちをよくしようよ、みんなでまちにこういうふう提案していこうよという機運にするには、せっかく猿田市長になって、市民提案型事業を募集して4年間たったんですから、休止じゃなくて、早く再開していただきたいということを非常に強く望むのですが、これは市長、ぜひ答弁をお願いします。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 市民提案型というのは非常にいいということで、私は思っています。ただ、私の性格上、その結果を求めたいというのがやはりあるんです。ただ、ほわーんとした市民提案ではいけないので。各論で成果があるようになるよということ。例えば、先ほどまちづくりでワークショップというのがありましたけれども、今、実は、上野地区と総野地区、大森、大楠、名木、木戸、こういうところで土地改良をやっています。土地改良事業を進めると、どうしてもこれは転作をしなくちゃいかんということで、今、各地区で一生懸命、転作をどうしたらいいかということで、じゃあ、そら豆を植えよう、または菜花を植えよう、こういうことで、各論でやっているんです。みんなでワークショップをやっているんです。こういうのはすばらしくて、私は、もしこういうようなまちづくりならば、行政は金をどんどん出しても応援しようというふうに思います。

ただ、中には、漠然と我々のまちづくりに協力するというんだけど、各論でこれは本当にまちづくりに寄与するのかなというふうなものについては、私はやっぱりこれは行政として、応援すべきでないといいますかね、これは余りかわりたくないというのもおかしいけども、これは私は余り受け入れられないというふうに思っておりまして、市民提案型というのは総論で、一般論においては市民提案型というのはまさに大事です。また我々も、そういうことについての公聴、広報をどんどんやらなくちゃいけない。また市民から意見をいただく。私もいろいろな会合に、いろいろなところに出ていきます。膝を突き合わせながら、いろいろな話を聞かせてもらいます。こういう中でいろいろな情報をキャッチもいたします。それも一つの、広い意味での市民提案というふうなことで受けております。だから、一般論ではいいんですけども、物によっては、こういう市民提案というのはいかがなものかというのもあります。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 協働のあり方については、この程度と言うとおかしいですが、まだまだ質問したいこともあるんですが。ただ、市民提案型事業については、市長が公約で上げた内容ですから、もし内容の精度が悪ければ、提案型事業の審査委員会もあるわけですから、そういう先生方と一緒に、その品質を上げていくということを条件つきにするとか、あるいは、補助金が厳しいのであれば、マックス30万円を5万円でも10万円でも減らしてでも持っていくとか、変化を起こしながら継続すべきだと思いますし、今回、平成27年度再度されて、さあ3年間と思っていた団体が、調子狂っちゃったというか、はしごを外されたという意識もあります。3年間継続する意志があった中で再度されたんだから、補助金が厳しければ縮小するなりして、やはり継続をすべきだと私は強く思うんです。それについては要望して、できるだけ早く、また精度、内容を変えて、もし市長が言うお望みの成果があるような仕組みにして再開することが、地方創生にとって必要なあり方だと私は思っておりますので、ぜひ、その辺のご検討を強くお願いいたして、この件については終わりにします。

最後に、第1項目で、勝浦駅北口にあります活用策についてでございます。これについては、今答弁でありましたように、民間活力を伴う公募型にしたいということでございます。何しろ、地方は、昭和43年、東急不動産が、首都圏100キロ圏内でリゾート開発をしたい。そして勝浦市に投げかけて、リゾート開発。そして、まちづくり。市も呼応して、買収とか、いろいろな中でやりました。そして、おかげさまで昭和52年にオープンし、雇用の機会が、全部関連したいろいろな業者を入ると300人ぐらい、あそこで働きました。なおかつ、地方税の税収が何億という税収になった。あるいは地域経済の活性化。首都圏からの流入人口、1次観光人口ですが、交流人口を増やしたわけです。昔は当然、リゾート開発、リゾート法が施行したときは、リゾート、リゾートでした。そして、虫食い状態のリゾート土地がまだまだ残っております。そういった問題もありますが、地方創生の中で今注目されておりますのが、よく地方創生の中で、CCRC版というか、要するに、元気のうちから移住をして、そこで仕事しながら、あるいは介護が必要になったら、そこで生活できる共同体。これは既に政府のほうでも、日本版という形で、アメリカが約2,000カ所。75万人。市場規模が3兆円という中で、既にアメリカで学んできた人が、稲毛のほうでは、スマートシティ稲毛で事業を起こして、そこに700人ぐらい住んでいるということでございます。企画課長、2015年にCCRCの意向調査があったと聞いていますが、それについて勝浦市はどのように答えたのか教えてください。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。CCRCの意向調査ということでございますけれども、CCRCは、高齢者のための施設ということで国で進めている事業だと思いますが、うちのほうで、その内容のを受けたことはございません。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） 今、企画課長は、2015年3月にやったと、国の調査したというデータなんです。市町村1,788を対象にして出した。そしたら、興味あるというのが202の自治体、ないが199、77.6%の自治体が今後考える。その中で、地方創生戦略に盛り込むというのが、千葉県では鴨川市だけ。鴨川の今回の創生戦略にはきちんと、人の流れを呼び込むために鴨川版CCRCをやると。特に鴨川の場合は医療が強い。亀田総合病院を持っているので、医療を中心とし

たCCRC、元気なうちから。そして、あそこには観光資源もたくさんあるから、そういった首都圏の50代、元気な人たちがこちらのほうに来てもらうための移住のまちづくりというものをですね。リゾート開発は、スポーツアメニティを中心とした住宅地構想ですが、今回は、よく市長が言うホビー。これは共立メンテナンスが考えているような状況のホビーを中心とした中高年の人たち。当然これは首都圏のマンション住みかえ。そのお金でこちらのほうに来る。頭金だとか入居費用を補う、そういった制度なんですね。昔、東急なんか、全部セカンドハウスとしてのリゾート購入でしたが、今回は、首都圏の50代の人たちが、住みかえするという中でやっているといった中で、今回、CCRCに、当時、意向調査、何で勝浦市は何も反応しなかったのということで、非常に不思議なんですけど、私もよく市長に、東急不動産や三井不動産に行き、トップセールスして、何とか力をかしてもらおうと言っていましたけど、新しいCCRC版を、勝浦駅の北口であるので、こういう場所をぜひそういう場所にしてくれませんか。実は、CCRC版の検討協議会がいっぱいできておりまして、東急不動産にも、東急イーライフデザインといって、田園都市線中心に、サービス付き高齢者住宅をたくさんつくっているんですよ。それも賛助会員で入って、やがては勝浦みたいな、特に北口にですね。ですから、応募要項をつくられたら、勝浦の候補地みたいなものを持って、大手も、あるいはそういうふうな協議会にぜひ訪ねて行って、積極的に勝浦駅北口の売り込み、トップセールスをしていただきたいと思うんですが、それについてお考えをお聞かせ願います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいま日本版のCCRCの話が出ました。日本のこれからの方向。特に東京一極集中の人口構造。それから、東京はこれからどんどん高齢化、高齢化するということで、将来の社会保障も含め、東京はパンクをするということで、いずれ、これが地方にその受け皿を求めざるを得ないというようなことで、日本版CCRCというのも出てきていると思います。これは私も、私の知っている仲間から、勝浦なんかいいんじゃないのというような話は聞いたこともあります。実際、世田谷と、たしか西伊豆かな、南伊豆か、何かやっていますね。そういうのをやっておりますけれども。

ただ、問題は、来てもらうのはいいんですが、例えば国保会計とか、介護保険とか、現実問題とすると、非常に課題がある。例えば東京のパンクしたところが、じゃあ、全部費用はうちで持つから、勝浦市さん、その受け皿としてCCRCを受けてくれますか、またうちのほうの若い、これから高齢化するような職員も一緒に行き、その例えば介護の訓練を受けて、それからまた、勝浦のそういうところで、次は自分が今度介護を受けるときになったら、そういう人たちを面倒見る。こんなような、うまい循環で、経費は東京の区でもちましようというようなことができれば、私なんかもハッピーで、これはまさに勝浦の人口も増えるし、私はこれは非常にハッピーだと思いますが、ただ、一方、厚労省は、昔からこのCCRCというのは、東京がもう満杯だから、これを、ある意味では昔の姥捨山の発想でそういうものを地方に持っていくというのはまかりならんというような、一時期厚労省もありましたけれども。もう今はそんなことを言っていられないように、これから東京は高齢化でパンクをする。これは現実的に、もうすぐ目の前にありますので。そういうようないい条件が整えば、もう勝浦はぜひ来ていただきたい。勝浦はもうまさに塩漬けの土地がいっぱいあります。今言われた北口もそうです。総合運動公園もこれからやっていきます。それからミレーニアの先の100ヘクタールの市有地も

あります。こういうようなものをうまく使いながら、そういう受け皿ができれば、これは私は一番ハッピーであるというふうに思っています。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。土屋元議員。

○14番（土屋 元君） C C R Cに対して、市長のいろいろなお考えをいただきました。特に、C C R Cで進んでいるのは、最終的に、地方自治体に国保会計や介護の負担が行っては困る。アメリカは介護保険ないですから。ピンピンコロリ政策を伴ってのC C R C版をつくっているそうです。特に勝浦であるのは、武道大学との連携。大学連携型のC C R Cは、これからの時代の先駆けをするだろう。大学だって学生は少なくなる。元気なシニア学生、あるいは、もう一度勉強する、非常に能動的なシニアを対象にした、大学に近い、駅裏北口が、そういうふうな、団地というか、構想があって、結びつけば非常に可能性がある。ということもあるので、賢明な猿田市長ですから、C C R Cについて、負の負担をクリアするような研究・研さんをぜひ進めていただきたい。

もともと、これは勝浦駅裏乱開発をストップさせるために市が購入したと聞いていますし、当時は文化ゾーンとしての案があったわけですから、これが新しい勝浦を助ける段階へ、大学連携型でもあるようなC C R Cになって、地元の負担がとてもし少ないような感じの仕組みが、研究・研さんしてできればいいというふうに思っています。

私も、C C R Cでたまたま、豊島区と秩父市が、秩父市C C R C姉妹都市で提携したということで、実は豊島区まで行ってまいりました。そしたら、東京23区の、豊島区みたいに微増しているところ。杉並区みたいに微増している。杉並は、特養老人ホームの中で、南伊豆と県を通してやっているということですが、秩父市というのは首長同士がやって、基本的に民設民営で秩父市がやってくれば、情報を豊島区の人たちに、秩父へ行ったらどうですかという提案はするけど、お金を出す気は全くないということでございますので、地域の魅力づけ、東急不動産が温暖ないい場所のリゾート開発をやって成功したように、今後、勝浦を助けるのも、武道大学誘致、それから大手デベロッパーもあるということなので、C C R Cを真摯に研究して、ぜひ雇用の創出、あるいは税收の効果等々も当然出てきますので、ぜひ検討、研さんを強く要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺尾重雄君） これをもちまして土屋元議員の一般質問を終わります。

午後2時15分まで休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（寺尾重雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 平成28年3月議会、一般質問初日のラストを務めます佐藤でございます。皆様お疲れのこととは思いますが、どうぞいましばらくおつき合いをお願いいたします。

私は、今回、大きく3つのテーマで質問をいたします。1つには、18歳選挙権について。2つには、勝浦市芸術文化交流センター、キュステについて。3つには、婚活支援についてであります。

それでは、大きな1点目である、18歳選挙権についてお聞きいたします。

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年6月19日施行されることとなります。今回の公職選挙法等の改正は、年齢満18歳以上、満20歳未満の者が選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として、選挙犯罪等についての少年法等の適用の特例を設けることを目的として行われたものであります。選挙権年齢の引き下げは、1945年に25歳以上から現行の20歳以上に変更されて以来、70年ぶりとなります。今回の動きは、憲法改正の手續を定めた国民投票法の2014年改正に関係しており、改正国民投票法は、投票権者の年齢を当面20歳以上とした上で、施行4年後に18歳以上に引き下げるとしていることから、選挙権年齢の引き下げについても速やかに法制上の措置を講ずると明記しているものであります。選挙権年齢を何歳とするかは各国によって違いはありますが、18歳以上が主流となっており、世界の約9割の国、地域で選挙権年齢を18歳以上としております。この法改正により投票できる年齢が20歳から18歳となることにより、国政選挙はもとより、都道府県や市町村の首長や議員の選挙権を有する有権者が増えることとなります。18歳と19歳のおよそ240万人が新たな有権者となる参議院議員通常選挙を間近に控え、何点かお聞きいたします。

1点目として、18歳選挙権に対する選挙啓蒙対策についてお聞きします。今夏の参議院議員選挙から新たに有権者となる国際武道大学の学生及び市内在住の高校生に対する選挙啓蒙対策についてのお考えをお聞きします。

2点目として、18歳選挙になることに伴う、投票所及び期日前投票所に対する考えをお聞きします。

3点目として、学校、特に中学校における選挙に対する教育が今後必要になると考えますが、見解をお聞きします。

次に、大きな2点目である、勝浦市芸術文化交流センター、キュステについてお聞きいたします。勝浦市の芸術文化の拠点として、また交流の拠点として開館したキュステであります。これまでに演劇や音楽コンサート、落語や映画、講演会、芸術文化団体やサークルによる教室活動、魅力市におけるフリーマーケットの同時開催など、多種多様な催事やイベントが行われており、名前のとおり芸術文化の拠点として、交流の拠点としての役割を果たしており、所長以下、職員の労について、心から敬意を表するところであります。この勝浦市芸術文化交流センター、キュステが開館後1年を経過したことから、何点かお聞きします。

1点目に、開館後1年間の稼働日数、集客人数、職員の配置体制、維持管理経費についてお聞きします。

2点目には、旧公民館事業についてお聞きいたします。一昨年の9月議会において、勝浦市コミュニティ集会施設設置管理条例の一部を改正する条例が、賛成多数により可決されました。この条例改正により興津公民館が興津集会所となり、勝浦市公民館条例は廃止となりました。公民館がなくなることにより、これまでの公民館事業として行われた各種事業は、キュステの事業として引き継がれることとなりましたが、旧公民館で行われていた公民館事業の継続状況についてお聞きいたします。

3点目には、災害時における対応についてお聞きいたします。芸術文化の拠点として、また交流の拠点として、キュステは内外から多くの人が集う場所となります。また、そうでなくてはなりません。しかしながら、地震や火災等の災害発生時には、群集心理等による混乱も予想

されます。さらには、避難所としての機能を持つ施設でもあることから、平時からの災害時に備えた準備や訓練等が必要であると考えますが、災害時における対応についてお聞きいたします。

4点目として、開館後からこれまでに市民や利用者からの要望等はあるのか、また、これまでに改善された点はあるのか、お聞きいたします。

次に、大きな3点目である、婚活支援についてお聞きいたします。婚活支援については、これまで3回にわたり一般質問を行ってまいりました。平成15年9月議会、平成24年3月議会、そして直近の議会では平成26年9月議会において、結婚相談員制度の活動状況、仲人奨励金制度創設の提案、縁結び隊（婚活支援サポーター）創設の提案、街コンの開催の提案をしてまいりました。

結婚相談員については、毎月1回相談員会議を実施していること、また、出会いの場としての趣向を凝らしたパーティーの実施などの取り組みについてご説明いただき、その結果、12年ぶりに1組が成婚までに至ったことが答弁されました。このことは担当者及び関係者の皆さんのご努力に敬意を表すものであります。

縁結び隊の創設については、制度創設の可能性について検討するものの、実現に至っていないこと。仲人奨励金制度の創設については、慎重を期す旨の答弁がありました。

結婚適齢期にありながら、さまざまな事由により未婚となっている男女の婚活支援を行うことは、少子化から超少子化となりつつある勝浦市にとって、子育て支援の充実と同様に最重要課題の一つであると考えます。前回にも申し上げましたが、縁結び隊については、婚活支援を行うサポーター的なものであり、市民全体で婚活支援を行うためにも、ぜひともお願いしたいものであります。そこで、縁結び隊の創設について、再々度の提案をいたしますが、ご見解をお聞きします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの佐藤議員の一般質問にお答え申し上げます。

18歳選挙権について申し上げます。

1点目の国際武道大学の学生及び市内在住の高校生に対する選挙啓蒙対策についてであります。議員ご指摘のとおり、公職選挙法が改正され、法施行日であります平成28年6月19日の後に公示される国政選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられますが、将来を担う若い世代の声を政治に取り入れることは、大変重要なことであると思っております。

本制度の改正について、総務省が作成したチラシや冊子などの啓発物資が、選挙管理委員会に送付されていると聞いております。現在、国際武道大学の学生につきましては、大学側とチラシ等の配布時期について協議しているところであります。また、大原高等学校勝浦若潮キャンパスでは、既に県教育委員会からのチラシを生徒に配布をし、公民の授業の中で本制度について学習していると伺っております。今後はさらなる制度周知のため、関係機関と協議するとともに、市内在住の高校生や仕事についている年齢対象者につきましては、市政協力員を通じての文書配布や市のホームページによる周知について、選挙管理委員会と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の投票所及び期日前投票所に対する考え方についてであります。現在、市内には13の投票所を設けています。選挙の投票は、公職選挙法により、市の区域を分けた投票区で投票することとなっているため、武道大学内に専用の投票所を設置することは、現時点では考えていないと、選挙管理委員会から報告を受けております。また、期日前投票所につきましては、市役所4階401会議室が期日前投票所として指定されております。議員からご提案の国際武道大学内に期日前投票所を設けることにつきましては、両施設とも距離的に離れていないこと、また、二重投票防止の観点からも新たな期日前投票所を設けることは考えていないと選挙管理委員会から報告を受けております。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（寺尾重雄君） 次に、藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの佐藤議員の一般質問に対しお答えします。

中学校での選挙に対する教育についてのご質問であります。現在も社会科公民分野の学習で、参政権や選挙権の学習を行うとともに、「選挙のしくみと課題」という単元では、選挙の大切さや選挙年齢の18歳への引き下げなどについての学習を行っております。

次に、勝浦市芸術文化交流センターについて申し上げます。

1点目の1年間の稼働日数、集客人数、職員の配置体制、維持管理経費についてであります。まず、平成27年1月から12月までの施設ごとの稼働日数は、ホールが270日、大会議室が230日、調理室が135日、多目的室が291日であります。集客人数については、自主事業で、かつうら魅力市でのフリーマーケットを含めて3万8,925人、貸館事業で、かつうらビッグひな祭りを含めて7万6,546人であります。職員の配置体制については、所長以下、交流推進係に正職員3名、臨時職員2名、芸術文化振興係に正職員3名、臨時職員は興津集会所の管理人等を含めて5名であります。維持管理経費については、平成27年度の決算見込額で申し上げます。主なものとして、燃料費のプロパンガス代が272万2,000円、電気料が755万4,000円、総合管理業務委託料が1,949万2,000円、舞台設備保守管理委託料が230万4,000円、中央監視装置保守点検委託料が111万6,000円であり、合計で3,830万円でございます。

2点目の旧公民館事業の継続状況であります。公民館教室、公民館まつり、文化祭、公民館バス、結婚相談事業、視聴覚ライブラリー事業等を、一部名称変更して継続実施しております。

3点目の災害時における対応についてであります。芸術文化交流センターでは、事前に消防署に提出してある消防計画に基づき、自衛消防組織を編成しております。本組織は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、所長が自衛消防隊長となり、職員の役割分担や防災教育等の指導をしております。また、消防訓練として、消火・通報・避難誘導を連携して行う総合訓練を年1回、個別に行う部分訓練を年1回実施しております。

4点目のこれまでの利用者からの要望、また、これまでに改善した点についてであります。イベント関係では、全体的に本物の生演奏や迫力ある演劇が鑑賞できて非常によかった、勝浦でこのようなコンサートが聞けるとは思わなかった、などという声が多い中で、いろいろなジャンルのものを企画してほしいという声や、イベント開催を知らなかったという声もございま

した。また、施設面としては、トイレや自動販売機の位置がわかりづらいということや、エントランスコンサート開催時に、観客席として使用する大階段がかたいという話がありました。

これに対し、イベントについては、来場者に対するアンケートにより、数多くの意見をいただいておりますので、これらを参考にし、採算も考慮しつつ、幅広いジャンルのイベントを企画したいと考えております。

また、イベントの周知であります。広報かつうらへの掲載やチラシの配布はもちろん、周辺市町村にも新聞折り込みやポスターの貼付など、できる限り多くの方にご来場いただけるよう取り組んでいるところでございます。施設面については、イベント開催時には、トイレや自動販売機の案内板を増やし、案内係を多く配置するなどの対応をとり、エントランスホールの大階段については、低反発素材の座布団を購入し設置したところ、来場者から好評を得たところでございます。

次に、婚活支援について申し上げます。

縁結び隊の創設についての見解ということですが、本市の結婚相談事業は、昭和49年から市民の明るく健康的な両性の結びつきを願い、あわせて市民の幸福と充実を図ることを目的に実施しております。結婚相談員による結婚相談や、未婚男女の交流会、出合いの場等を開催している中で、平成26年3月に12年ぶりとなる婚姻が成立したところでございます。しかし、平成14年以降14年間で1件の成婚実績しかないというところで、結婚を望む方々への支援という施策の充実が必要であると考えております。そこで、婚活支援を行うサポーター的な縁結び隊の創設というご提案ですが、これまでと同様の事業展開では、なかなか成果が上がりづらいということは事実でございますので、なるべく多くの市民の方が、結婚を望む人の支援に興味を持ち、相談者と同じ目線に立って活動できる制度は必要であると考えております。現在のところ、既設の結婚相談事業と切り離さず、結婚相談員の下部組織という位置づけで規約等を改正し、結婚相談所所長である市長が委嘱、ボランティアとして登録していただき、市公認サポーターとして活動していただく方向で検討しておりますが、個人情報保護や関係機関との協力体制等、課題を整理しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 市長及び教育長からご答弁をいただきました。それに対しまして再質問をさせていただきます。初めに、選挙でございますけれども、これは一義的には選挙管理委員会の所管事務になります。市長、また市長部局のほうでご答弁をいただいたわけでございますけれども、先ほどの答弁のとおり、承知しました。選挙啓蒙をしっかりと行っていただきまして、まずは市内在住の高校生、また武道大学生、また選挙権を新たに有する人に対しての、投票をしっかりと行っていただくような形でお願いしたいと思うわけでございます。

私、今回この通告をしまして、せっかくの機会ですので、この場において、選挙の大切さという、私なりの考えを少しお話させていただきたいと思っております。それは、以前、「朝まで生テレビ」で、20代の若い社会学者というコメンテーターが出ておりまして、選挙はそんなに大切じゃないよというような発言をされたんです。公共の電波といいますか、テレビのコメンテーターでそんな発言をする人間がいること自体が私は許せなくて、日本の民主主義において選挙ほど大事なものはないだろうと。その後、東京新聞の長谷川さんに怒られていましたけれども。

最近の選挙をやるたびに投票率が下がってくるということは、民主主義の日本の国で選挙ほど大事なものはないわけであります。それを理解しない人が非常に増えている。もちろん、寝たきりになっていたり、そういった事情で投票へ行けない人もいるのは確かですけれども。何で選挙に行って投票しないんだということを、私はどうしても許せない。

振り返ってみれば、先ほど教育長のほうからのご答弁をいただきましたけれども、中学校の社会科の公民の中で選挙についての授業を行っている。私も、子どものころといいますか、学生時代に公民の授業で選挙について勉強しました。日本の国は、わずか100年前にさかのぼると、初めて選挙が行われたのは1889年、帝国議会の時代です。大日本帝国憲法が發布された翌年に、初めて日本で選挙が行われました。そのときは25歳以上の男子のみ。女子には選挙権が与えられない。しかも直接国税で10円以上。日本の現在の貨幣価値に換算すると60万円から70万円と言われている直接国税を納めた者の25歳以上の男子のみが投票できた。当時の総人口の約1%にしかすぎない人たちしか投票できなかった。しかも、秘密選挙ではなく、公開制の選挙。誰に投票したというのを明らかにするような公開制の選挙でした。その後、直接国税3円以上になって、1925年に普通選挙法と言われる25歳以上の男子のみが投票できるようになりました。そして1945年、戦後になって初めて20歳以上の男女に平等に選挙ができるようになりました。

改めて、ここで申し上げたいんですけれども、日本の選挙について、4つの基本原則があります。普通選挙、平等選挙、秘密選挙、そしてもう一つが直接選挙。直接我々の代表を我々が平等に普通に秘密に投票できる。これは、力で国際法を無視したり、一党独裁の国であったり、そういったところでは選挙は行われぬ。我々は自分たちの平等に与えられた1票によって自分たちの代表が選ばれる。こんなにすばらしい国は、民主主義国家の日本であるということを、改めて我々大人が子どもたちに教えていかなければいけない。

私は、選挙のときには必ず子どもを投票所に連れて行くんです。投票日にどうしても都合がつかないときは期日前投票で市役所に来ますけれども、なるべく選挙の投票日には予定をあけて、そして子どもを投票所に連れて行きます。そうすると、風船をくれたりするんです。区長たちが投票立会人でそこにいて、「おお、佐藤さんのせがれ来たか」と言って、多分そのとき出るお茶とかお菓子とかをくれたりとか。子どもは選挙の大事なことはわからないですよ。でも、選挙に行く楽しいんだ、投票に行く楽しいんだというのを、私は小さいうちからうちの子どもに親しんでもらおうと思って、必ず連れて行きます。

そういったことで、もう一度、勝浦市のこれから将来を担う子どもたち、自分たちがこれから勝浦をどうしていくんだという選挙権を与えられる子どもたちに対して、選挙の重要性というものをもう一度大人がしっかりと伝えていくべきだというふうに私は思いまして、今日、せっかくなので、お話しさせていただきました。

もう一つ。私も、31歳で議員になって、その後、図書館でいろいろ勉強させてもらった中に、以文会というのが出てきました。市長はご存じだと思います。ご年配の方だったら誰しもが聞いたことあると思います。千葉県に最初にできた政治結社というか、民権結社の以文会というのが、この勝浦市を含めた夷隅の地からできました。当時の自由党の党首、板垣退助。「板垣死すとも自由は死せず」と言った板垣退助とも交遊を結んだ以文会。調べましたら、布施の地にその碑が残っているというふうに聞きましたけれども。井上幹、高梨正助、君塚省三。君塚さんは芳賀の出身で、私の母親は芳賀の出身なので、芳賀の妙満寺に行くとそのお墓があります。

自由民権運動の発祥が、この千葉の夷隅から行った。勝浦の人間が、我々の先人たちがそういった戦いをしてきたということ、選挙と一緒に、そういったことも子どもたちに伝えていかなければいけないというふうに思います。

話がそれてしまいましたけれども、選挙に関して、選挙管理委員会のほうで今後やっていくということでございますけれども、1点だけ再質問でお聞きしたいのは、これまで衆議院、参議院、それから知事選、県議選、市長選、市議会議員選、有権者数について、投票所の投票率については過去直近3つで構いませんので、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。藤平総務課長。

○総務課長（藤平喜之君） お答えいたします。直近3つということで、各投票所の投票率ということでございますが、25年の7月に行われました参議院議員の選挙ということで、こちらは県選出の場合ということでお答えをいたします。第1投票所から第13投票所までということで。第1、36.18%、第2、36.33%、第3、39.36%、第4、41.15%、第5、39.93%、第6、44.26%、第7、38.77%、第8、41.25%、第9、41.85%、第10、31.24%、第11、39.45%、第12、44.39%、第13、30.01%でございます。

続きまして、平成26年12月に行われました衆議院選挙、こちらの小選挙区の場合ということでお答えいたします。第1から第13。こちらは率だけを順次お答えいたします。50.21%、48.41%、48.84%、55.51%、59.82%、60.82%、50.0%、53.66%、54.56%、49.20%、56.22%、55.91%、44.83%でございます。

続きまして、直近の行われました平成27年4月の勝浦市議会議員選挙でございます。こちら第1から第13まで順次。68.02%、67.19%、68.06%、69.19%、75.86%、75.94%、72.35%、77.95%、75.56%、66.30%、72.38%、76.16%、59.90%でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 細かい数字、いろいろありがとうございました。もう一度、これは、今、議会で中継は、録画中継で見られます。私はぜひ、選挙には必ず行ってほしい。先ほども申し上げましたけれども、こういうふうに普通に選挙できるようになるまでに、我々の先人たちが多くの血と汗と涙を流して勝ち得た結果が選挙なんです。ぜひとも、それを若い人たちにお願いしたいというふうに思います。

それでは、キュステのほうでお聞きしたいと思います。先ほど教育長からご答弁をいただきました。稼働日数、集客数、職員の配置体制、維持管理経費についてご答弁をいただいたわけでございます。ホール、調理室、大会議室、多目的室ということで、個別にもお話しいただきましたけれども、稼働日数についてですけれども、日数はわかりましたけれども、稼働率、もしくは時間といいますか、そういった形で、ちょっと細かくなりますが、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。まず稼働率ということで、年間を通して各施設別の開館時間に対する使用時間の割合で申し上げますと、まず、ホールが70.7%、調理室は30.9%、多目的室は47.4%、大会議室は50.5%、全体平均で45.5%でございます。

また、稼働時間数でございますけれども、トータルではなかなかわかりづらいと思いますので、年間を通して1日の開館時間12時間のうちの稼働時間の平均で申し上げますと、ホールが

8.5時間、調理室が3.7時間、多目的室が5.7時間、大会議室が6.1時間でございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 今、細かい数字を社会教育課長からご答弁をいただきました。ホールが一番稼働率が高いということがわかりました。実は私、ホールが一番稼働率が低いんじゃないかなと思ったら、一番高い。しかも稼働時間でいきますと8.8時間。稼働時間についてもホールが一番長い。要は、ホールについては大きいイベント事が多いということの証になるだろうというふうに思います。

続いて、集客数についてまたお聞きしたいんですけれども、先ほど教育長から、自主事業3万8,925人、貸館、いわゆる外部事業で言って7万6,546人というご答弁がありましたけれども、勝浦市、今年1年間、自主事業、また貸館の事業でも非常に多くの事業が行われましたけれども、自主事業において、いわゆる満席といいますか、もっと言うと黒字化といいますか、非常に好評だったような事業、また、貸館事業において満席になったような事業、要は市民のニーズの高い事業というのがこれで見えてくるかと思うんですけれども、それについて、また自主事業の数と外部事業の数についても、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。集客人数でありますけれども、まず、自主事業のほうは21事業行っております。その中で、明治大学マンドリンクラブ演奏会が759人で黒字でございます。また、吉本新喜劇が454人でありましたけれども、宝くじの助成事業ということで、これも黒字でございました。今年の1月のイベントになりますけれども、黒沼ユリ子さんのコンサートが550人で、これも黒字ということになっております。

次に、貸館事業については、48事業ございました。その中で来場者の多かったイベントについては、寺内タケシコンサートが550人。映画「闘争の広場」が550人。林家木久扇氏を招いての勝浦落語会が720人。元プロ野球選手宮本慎也氏を招いての心研野球塾が700人。鳥羽一郎コンサートが700人。加藤登紀子コンサートが800人。橋幸夫コンサートが800人。勝浦アンサンブル同好会のコンサートが820人であります。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） ありがとうございます。マンドリン、それから吉本、これについては黒字の事業ということでございまして、また来年度もぜひ行っていただきたいと思いますし、また、外部事業、いわゆる貸館事業の中でも、今、課長の答弁を聞いていて、ああ、そういえばそういう事業もあったなというのが思い出されたわけでございます。引き続き、貸館については、こちらから営業というわけにもいきませんが、キュステがあるということで行える事業でございしますので、また、私の聞いている限りでは、音楽関係のイベントも今年やりたいというのも聞いておりますし、満席になったからいいというわけではありませんけれども、キュステがあることによってこういった事業が行えるということでございますので、教育長の答弁の中でもありましたけれども、こんなコンサートが勝浦で聞けると思わなかったと、そういった声もあったということでございますので、今後も引き続き自主事業、また貸館事業においても充実させていただきたいというふうにお願い申し上げます。

次の、職員の配置体制についてでございますけれども、先ほど人数をお聞きしました。交流

推進係、芸術文化振興係、臨時の職員も含めてご答弁をいただきましたけれども、最初、開館する前に、心配といいますか、懸念されていたのは、音響であるとか、照明等といった、技術的な部分の職員は大丈夫だろうかというような心配も当時ありました。1年経過いたしましたので、その辺の、現キュステにいる職員のほうで、いわゆる技術的な職員の習得状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。音響や照明設備等の技術の習得状況ということでもありますけれども、キュステについては、最新の機器を導入しているということもありまして、他の施設での研修会に参加しても、キュステにある機材とは違う機材ということがありまして、操作方法の研修にはならないというような面もあります。キュステのイベントでプロの業者が来た際に指導していただくとか、現場の仕事を通して技術を習得しているところでございます。ようやく1年間、いろいろ失敗をしながら技術を一つ一つ身につけてきておりますが、まだまだ勉強中というところで、なかなか1年間では身につくものではないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） せっかく1年たって多少の技術操作は可能になった。4月で異動になったというのも困りますので、そういうのは比較的考えていただいて、一通り技術的な部分を習得した後、またその人が核となって次の職員というような形にしていっていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

次、維持管理経費についてでありますけれども、今回の3月議会の中での議案でも出ております。条例改正といいますか、今度火曜日定休を設けることになりますけれども、先ほど聞いておりまして、今度休館日を設けるような形になれば、維持管理経費のほうの経費節減というのを見込めるかと思います。これは別の議案になりますので、それ以上のことはお聞きしませんけれども、維持管理経費、職員のほう、一生懸命そういうのを含めてやっているかと思えますけれども、改めて聞きたいのは、いわゆる使用料、ホール、多目的室、調理室等々、キュステの施設の使用料の収納状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。施設の使用料の収納状況でありますけれども、今年度2月末現在の調定額で申し上げますと、全体では194万6,593円でございます。施設別では、ホールで93万8,455円、大会議室は17万8,543円、多目的室は44万1,295円、調理室は2万7,685円でございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） ホールが一番高いのは当然かと思えますけれども、今ひな祭りもやっておりまして、入場料を今年から取っています。今後は、ひな祭り期間中もホールを貸館できるような、逆に言えば、それだけひな祭りも人を集めるような形になればいいかなというふうに思いまして、次の公民館事業についてお聞きしたいと思います。

登壇して質問したときにも、公民館事業はきちっと引き継がれるかどうかという議論も当時ありました。私は、条例の中に運営協があつて、その中でしっかりもむから問題ないだろうというようなことを思ったんですけれども。今のお話であれば、公民館事業は、今、芸術文化振

興係のほうでしっかりと行われているということでございますけれども、公民館があった時代は公民館まつりを行っていたわけでございますけれども、公民館がなくなりまして、今は芸文協まつりというような形になっております。運営協の中でもお話はあったんですけれども、芸文協まつりというようなことではなくて、新たなネーミング。公民館まつりから芸文協まつりになって、芸文協まつりでも構わないんですけれども、新たなネーミングのものにしていったらどうかと。中身は変わらないとしても、そういうような形もしていただきたいということで、これは要望して、次の災害時の対応についてお聞きしたいと思います。

年間を通して1年間、また消防署とも連携しながら総合的な訓練も行われているというようなことであります。例えばですけれども、現在ひな祭りをやっていて、今現在、地震が起きました。そうなってくると、群集心理というものは必ず働くと思います。平時からの訓練は当然必要になると思いますし、現在はそれについてしっかりと対応しているというようなご答弁をいただきました。

1点だけお聞きしたいのは、私は前にも聞いたんですけれども、AEDの設置場所と設置数についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。AEDの設置場所、設置数については、事務室に1個設置してございます。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） それでは次の、市民からの要望及び改善点についてお聞きしたいと思いますけれども、自動販売機であるとかトイレがわかりづらい。あるいは、エントランスといいますか、あそこの椅子がかたくて、低反発の座布団といいますか、それを置いたというようなこともありました。私なりに見た中で、また市民からも聞いた中で、もう少し改善していただきたいというものについて、何点かお聞きしたいと思います。

まず1つは、子ども連れで行ったときに、いわゆるプレースペースというようなものがないものか。例えば、ちょっとしたショッピングセンターなり、いろいろなところに行くと、最近は待合室みたいなところがあって、そこに、ちょっと子どもが遊べるような遊具があったりとか、そういうものがあるんですけれども、キュステは、お子様連れの方が行く機会も非常に多うございます。現状の中にプレースペースを設置しろというのはなかなか不可能かと思いますが、例えば、ホールで大きい事業があるときに、多目的室で子どもが遊べるとか、そういうような形の、いわゆる子どものプレースペースの確保というものも必要じゃないかと思うんですけれども、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。イベント時の子どもの遊ぶ場所、プレースペースについては、現在ところ、今お話が合ったとおり、設置しておりませんが、今後、他の文化会館等の事例を調査いたしまして、実現の可能性について、芸術文化交流センター運営協議会等で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 次に、チケット販売の関係についてお聞きしたいと思います。現在、自主事業、また貸館の中におきましても、チケット販売というものを行っております。私も1週間に

1回ペースでキュステにお邪魔させていただいて、1週間、今週はどういった事業があるかというような把握をしに行くわけです。たまたまそういうときに、あそこの事務室のところに、キュステの申し込みで買いに来られる方とか、あるいは電話等がかかってきて、それに対応している職員の方もいるわけですので、チケット販売の充実が今後必要になってくるかと思います。チケット販売の現状と、また今後さらに利便性を考えたものにしていく必要があるかと思いますが、また、そうすることによって集客の増、また人が集まってくるような形にもなるかと思いますが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。チケット販売の現状ということでありますけれども、現在、キュステでの直接販売するというと同時に、電話、メール、ファクス等にてチケットの置き置きサービスを実施しているところでございます。このサービスを利用した場合には、利用者が当日会場にて現金と引き換えにチケットを入手することができるわけでありまして、電話1本で予約をできますので、かなり有効な販売方法かなというふうに考えております。今のところ、置き置きサービスを広く周知することで、他の方法は考えておりませんが、お話のあったとおり、チケット販売についてはいろいろな方法を模索しまして、なるべく多くの集客数につながるように検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 次に、キュステシネマについてお聞きしたいと思います。前段の質問者の中にも市民会議の話がありましたけれども、キュステのときは市民会議をやりました。そのときに、あそこで映画を見られるようにしてくれというような意見がありました。、キュステで映画を見られるようになったわけですので、キュステシネマの実施状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。キュステでの映画の上映については、オープン前の市民会議の提言にも入っており、今年度は5本上映いたしました。しかし、入場者数は多くなかったということで、一旦、映画の上映を停止して、今後の方針を検討しているところでありました。今後は、上映する映画の作品の選定、また周知、当日の運営に関することを任務とする、公募も含めて10名程度のボランティアの方で組織するシネマ実行委員会を、新年度、平成28年度中に設置をしたいというふうなところで検討しているところでございます。以上です。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） それでは、実行委員会を組織して、キュステシネマを充実するようにしていただきたいというふうに思います。

次に、キュステができて、私、この前行って見ましたら、今日どここの視察が入っていますというような形で所長がやっていたんですけども、キュステが完成しまして、注目といますか、もちろん建物の構造とか、外観等々もそうなんですけれども、今年1年間にキュステの視察に来られた数についてお聞きしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。視察を受け入れた数ということですが、

1年間ではなくて、開館以来という数字になりますけれども、26団体でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 26団体ということで、単純に、毎月2団体等々の視察があると。私は多分、来年度以降、もっと数は増えてくるんじゃないかと思いますので、それだけキュステは注目されるような施設であるという証だと思います。時間がありませんので、あとは要望等とさせていただきますと思います。

一つは、観客マナーの向上。コンサートをやっているときにお煎餅をポリポリ食べている人がいたと。非常に困るというようなこともお聞きしました。

また、キュステへ行くまでの交通手段も、もう少し駅から何か考えてくれないかというようなお話もありました。

それから、一つは、広報の充実だと思います。せっかくいいイベントを企画をしても、それが周知が満足でないと集まらない。今、職員の方がポスターを持って、どこどこへ行ってきます、鴨川まで行ってきますというような形で私は見聞きしておりますけれども、そういった部分で考えると、キュステ専用のホームページが必要じゃないか。また、フェイスブック等々を利用したSNSの活用によって、それを拡散して、いろいろなコアなファンをどんどん集めていく。そういった形も必要かと思いますので、そういったことの充実もお願いしたい。

もう一つは、交流の拠点であります。芸術文化の拠点であります。市民全体で支えていかなければいけないというふうに思いますので、これは私のほうから提案ですけれども、（仮称）キュステサポーター。例えば、これは全くのボランティアでございますけれども、交通整理であったり、チケット販売であったり、あるいはアンケートの回収を手伝ってもらう、また、音響や照明といった、もしかしたら技術的な職員のかわりになるような方もいるかもしれませんので、そういった（仮称）キュステサポーターをぜひ検討していただいて、市民全体でキュステを利用して、芸術文化の向上、交流の拠点として果たしていただきたいというようなお願いをしておきたいと思います。

次に、婚活支援についてお聞きします。教育長から答弁をいただきまして、縁結び隊の可能性について見えてきました。実は、寺尾議長と、2月1日、2日、県南市議会正副議長会の研修会で沼津市に行きました。人口20万人の沼津市でも、婚活支援が重要だというようなことで、私が提案した縁結び隊を今年度から始めた。12人の方に登録してもらった。教育長のご答弁にありましたけれども、やはり個人情報にかかわってくることで、講習を受けていただいて、そういった方に登録をしてもらう。サポーターという形で委嘱をしてもらっているというようなお話を沼津市でお聞きしました。

勝浦市も、これは私、今回の議会で提案するから4回目の一般質問になるんですけれども、未婚化を解消することが少子化の一つの改善の道でもありますので、一番最初のころは、公民館でやること自体がナンセンスじゃないかというような提案もしましたけれども、今はキュステの事業として結婚相談事業に取り組んでいるわけでございます。抜本的な見直しもするということで、また平成28年度予算では新しい事業という形で予算も上がっておりますけれども、私はこの際、婚活支援の新たなプロジェクトチームを立ち上げていただきたい。例えばですけれども、キュステの所長を座長にしまして、企画、観光、農林水産等々の若手の職員、あるいは商工会青年部JC、漁協青年部、JAの青年部、武大の学生や武大の職員の方たちに

一つになっていただいて、勝浦の婚活支援のための、キュステから、枠をはめないで、市民全体に広げていくためのプロジェクトチーム、PTを立ち上げていただいて、3年のめどに活動したらどうかというようなことをご提案しまして、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。吉清社会教育課長。

○社会教育課長（吉清佳明君） お答えいたします。今お話のありました、市の職員の係長クラスであるとか、各関係機関の皆さんと協力して婚活支援をやっていくということで、これについては、教育長答弁にもありましたとおり、なるべく多くの方が婚活支援に興味を持って、結婚を希望する人の支援をしていくということで必要だと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（寺尾重雄君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 最後4分残しました。選挙とキュステと婚活ということでお聞きしました。結婚相談はキュステの事業ですけれども、あえて婚活支援という形でお聞きしました。最後3分、これからのキュステにおける市長の思いと、若者に向けて、選挙の大切さを、市長から一言いただいて終わりにしたいと思います。

○議長（寺尾重雄君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） まず、選挙でございます。私も実は県の選管が一番長くて、5年やりました。選挙管理委員会は、もちろん管理執行、それから選挙啓発が中心でしたけれども、当時は私も選挙係長、選挙係長というのは、実質、リーダーで、選挙を全部仕切るということで、昭和61年、衆参ダブル選挙を仕切ったということで。皆さん方、選挙のときに、ゆるキャラ、イメージキャラクターのせんきょ君があると思います。私は、当時、実質仕切って、初めてゆるキャラのせんきょ君を登場させました。そんなことで、選挙啓発はいろいろありますけれども、先ほど佐藤議員から言われたように、まさに選挙というのは、3大義務ではありませんけれども、本来は必ず選挙に投票に行くということは絶対の必須条件です。これが今の日本の民主国家を支える、まさにベースでありますので、これからも我々も一生懸命、特に今回新たに登場する18歳の有権者にも、徹底的に選挙の啓発をやっていければというふうに思います。

それから、キュステでございますけれども、キュステもいろいろお話に出ましたけれども、おかげさまで、昨年ずうっと1年やってきて、結構いろんなジャンル、それからまたいろいろ皆さん方に使っていただいて、非常に好評であったというふうに思います。特に、先ほどから出ていますけれども、交流というのが非常に大事なので、私はよく言うんですけども、これからの公共施設は、それぞれがつくるあれではない。もうそういう時代は終わったということなので、私は鴨川市に行っても、鴨川の皆さん方にもぜひ勝浦のキュステを使ってください。御宿へ行っても同じように言います。大多喜へ行っても同じように言っています。大いにみんなに使ってもらって、ここを交流の拠点にしたいというふうに思っております。

ただ、いろいろまだまだ。例えば最近、歌舞伎をぜひそこでやりたいです。具体的に、市川門之助さんという歌舞伎役者ですけれども、その奥さんからも電話をいただきました。ぜひ私なんかも、東京の歌舞伎座へ行けばできるんだけれども、やはりこの地元で勝浦で歌舞伎を見られる。昔は行川アイランドでやったそうです。そういうこともこれからぜひ勝浦のキュステでやりたい。また、子どもたちに歌舞伎をぜひ見せたいというようなお話もしまして、向こ

うも、ぜひぜひ、うちのほうでもやらせてもらいたいというようなお話もありました。ということで、いろんなジャンルを勝浦で演じてもらって、勝浦の芸術文化のさらにレベルアップを図ればいいなというふうに思っています。これからも頑張ろうと。今、職員が非常に頑張っていますので、引き続き頑張っていきたいと思います。以上です。

○議長（寺尾重雄君） これをもって佐藤啓史議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
明3月3日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。
本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時16分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問